

平成 20 年度

諸外国の首都問題等国土政策分析調査

—スペインの国土政策事情—

報 告 書

平成 21 年 3 月

国土交通省 国土計画局

# 平成 20 年度諸外国の首都問題等国土政策分析調査

## 目 次

### 本編

はじめに	1
1. スペインの国土政策の背景事情	2
(1) 国土の自然的・地理的・社会的特性	2
(2) 経済・社会情勢	6
(3) 国・地方の関係	9
2. スペインの空間計画	13
(1) 空間政策における国・地方の役割	13
(2) 国と地方の調整と課題等	15
(3) 州による空間計画への取組	17
(4) マドリード自治州	24
1) マドリード首都圏の現状	24
2) マドリード自治州の空間計画	31
(5) カスティーリャ・ラマンチャ自治州	37
1) カスティーリャ・ラマンチャ自治州の現状	37
2) カスティーリャ・ラマンチャ自治州の空間計画	41
(6) カタルニア自治州	47
1) カタルニア州の現状	47
2) カタルニア州の空間計画	48
3) バルセロナ県の役割	56
4) バルセロナ大都市圏	58
3. スペインと地域政策	64
(1) 背景	64
(2) スペインと欧州連合の地域政策	65
おわりに	74
参考文献等	76

## はじめに

「平成 20 年度諸外国の首都問題等国土政策分析調査」において実施した現地調査うち、欧州については、平成 20 年 7 月に国土形成計画(全国計画)が閣議決定され、今後、各広域ブロックにおいて、広域地方計画を策定し、運用していく上で、州レベル、広域地方レベルの空間計画運用上、参考となる国として、地方分権の進んだスペインを対象とした。

スペインは連邦制国家ではないものの、地方分権が著しく進んでおり、空間計画に関しては、自治州が主役となっている。さらに、政治的にも独自の姿勢を示すバスク、カタルニアなど、多様な制度を有する多様な州が国内に共存しており、州ごとに空間政策に関する姿勢も様々である。

一方、我が国の広域ブロックは、同じ制度に則り計画策定を行うが、その実態は、首都圏ブロックのほか、東北、四国、九州など、大きく事情の異なる地方を抱えている。

スペインにおける多面的な空間計画制度に基づく、多様な空間計画、地方の抱える様々な課題を前に、国の役割としてはどのような方向性がありうるのか、我が国にとっても、広域地方計画の今後の運用、空間計画における国と地方の連携、協働について考えていく上で参考となる。また、地方分権のメリット、デメリットと課題、それらを乗り越えるための方策など、示唆に富むものである。

スペインの各自治州において、空間的な影響の大きい施策は、交通インフラ整備、農山漁村政策、産業政策、観光等、多岐にわたるが、本報告書では、州における空間計画 Spatial Planning に着目し、3つの自治州の例を中心に挙げた。また、最後に地域政策 regional policy についても、簡単に記載した。

# 1. スペインの国土政策の背景事情

## (1) 国土の自然的・地理的・社会的特性

(スペインは欧州連合 5 番目の人口)

スペインは、欧州の南西部、イベリア半島に位置し、南東は地中海、北西は大西洋、北はピレネー山脈でフランスと接する。国土面積は 50.6 万 K m<sup>2</sup>、我が国の約 1.3 倍に相当する。

人口は約 45,28 万人(2008年)であり、欧州連合(27 か国)の約 9.1%と、1 割近くを占め、欧州連合の中では独、仏、英、イタリアに次ぐ第 5 位となっている(次頁図参照)。

首都マドリードは、欧州においては、都市として人口規模はベルリンに次ぎ、大都市圏としてみても、パリ、ロンドンに次ぐ 3 番目に位置する都市である。

図表 スペインの自然・地理・社会的特性

国土面積	50.6 万平方キロメートル(日本の約 1.3 倍)
土地利用	耕地 27.4%(05 年)、永年作物地 9.9%(05 年)、森林 35.9%(05 年)
人口(EUROSTAT)	約 45,283,259(2008 年)
人口密度	84 人/k m <sup>2</sup> (04 年)(アルセマス、カナリア諸島、セウタ、チャファリナス、パレアス諸島、ベニヨン・デ・ベレス・デ・ラ・ゴメラ及びメリリヤを含む。)
都市人口比率(%)	51.9%(50 年)、66.0(70 年)、75.4(90 年)、76.7(05 年)
言語	スペイン(カスティーリヤ)語(バスク語、カタルニア語、ガリシア語が地方によっては使用されている。)
宗教	憲法上の信仰の自由が保障されている(カトリック教徒が圧倒的多数)
国の略史	BC19 ローマ軍イベリア半島を制圧 507 西ゴート族イベリア半島に進入 → 西ゴート王国建国へ 711 イスラム教徒進入、西ゴート王国滅亡～レコンキスタ(国土回復運動)～ 1492 グラナダ陥落、キリスト教徒によるスペイン支配確立 ～スペイン黄金世紀(大航海時代)～、コロンブスアメリカ大陸到達 1588 無敵艦隊英国海軍に敗北、以降スペイン帝国衰退へ 1701 スペイン継承戦争 1898 米西戦争の大敗 1936～1939 スペイン内戦 1939～1975 フランコ政権 1975 フランコ死去、フアン・カルロス一世即位 1977 総選挙の実施(41年ぶり) 1978 新憲法制定

資料：各々、以下による。

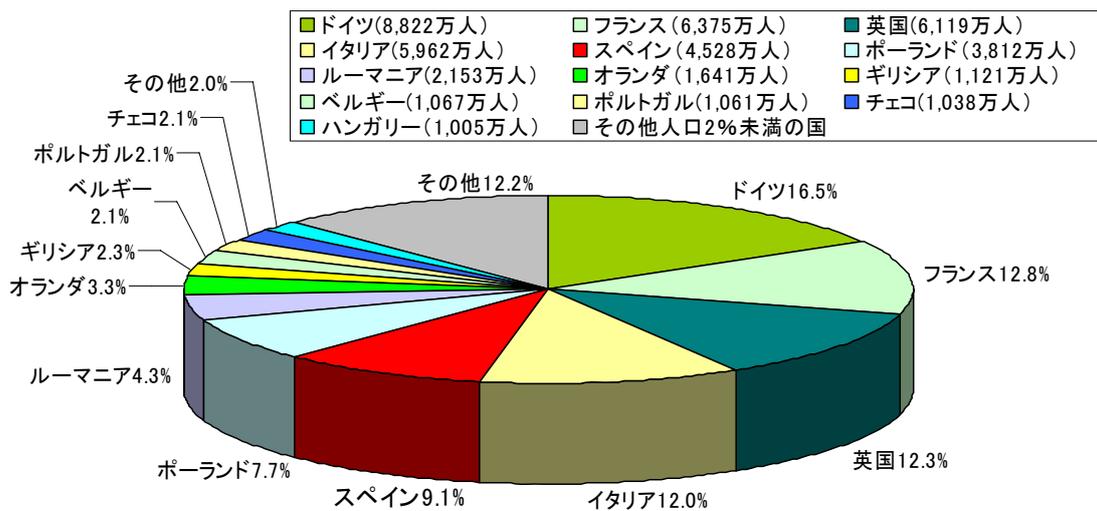
- 1) 面積、言語、宗教、略史は、外務省「各国・地域情勢」, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/spain/data.html>
- 2) 土地利用、人口密度、総務省「諸外国の主要指標」, <http://www.stat.go.jp/data/sekai/>
- 3) 都市人口比率は、Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat 'World Urbanization Prospects: The 2007 Revision Population Database', <http://esa.un.org/unup/>

図表：スペインの国土



資料：欧州連合 ([http://europa.eu/abc/maps/index\\_en.htm](http://europa.eu/abc/maps/index_en.htm))

図表：欧州連合(27か国)に占めるスペインの人口(2008年)

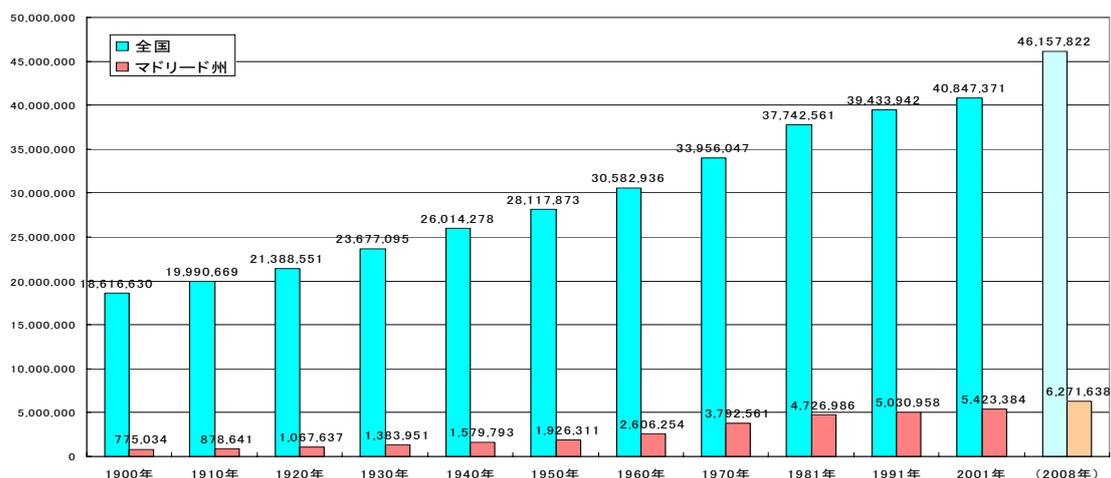


資料：EUROSTAT

### (長期的な人口の動向)

スペインの人口の長期的な動向<sup>1</sup>をみると、20世紀を通じて大きく増加し、1900年の約2.2倍近くとなった。人口増加率は1990年代にやや低下する。

図表：スペインの長期的な人口動向



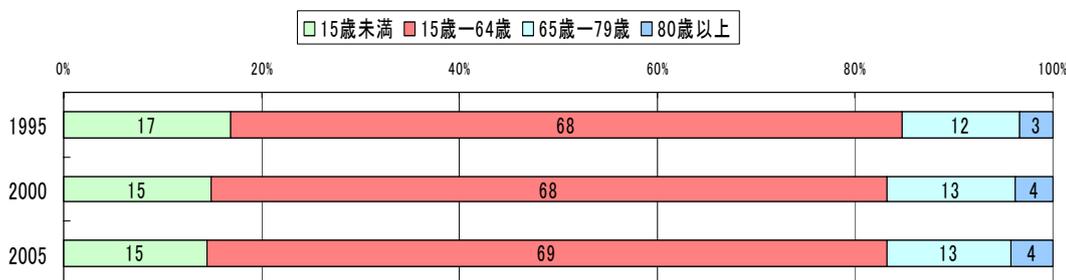
資料：National Statistics Institute

注：1900年から2001年迄はセンサスデータによる。2008年については、参考として住民登録データを掲載した。

### (年齢別人口構成)

年齢構成別に見ると、スペインにおいては、若年人口割合が15%（我が国は13.7%、2005年）、生産年齢人口は69%（我が国は65.8%）、高齢者割合は17%（我が国は20.1%）と、我が国と比較すれば高齢者割合は未だ低く、生産年齢人口も多いものの、若年人口をみると、その差は小さい。

図表：年齢階層別人口構成



資料：EUROSTAT

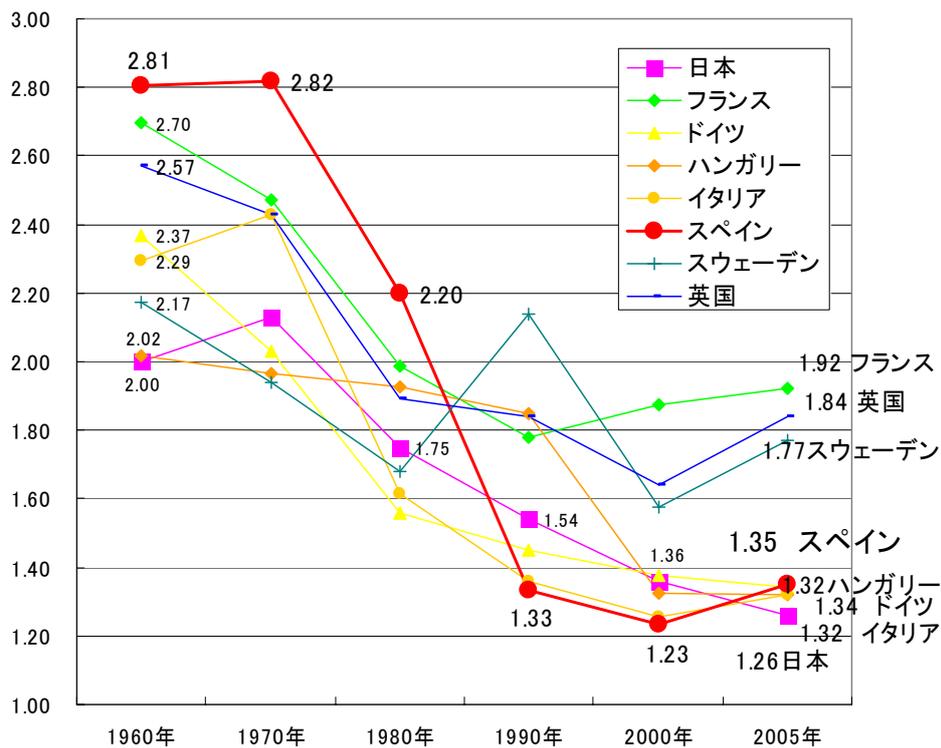
<sup>1</sup> スペインの人口データについて、国立統計研究所のウェブサイトによると、1900-1991については、センサスによる実在人口である。1986-1995については住民登録による。1996年、住民登録に係る法令改正により、1998年以降の人口については、統計研究所と市町村が連携して実施しており、実在人口と住民登録人口の区別はなくなったとする。

(<http://www.ine.es/jaxi/menu.do?type=pcaxis&path=%2Ft20%2Fe245%2Fp05&file=inebase&L=1>)

(低い出生率)

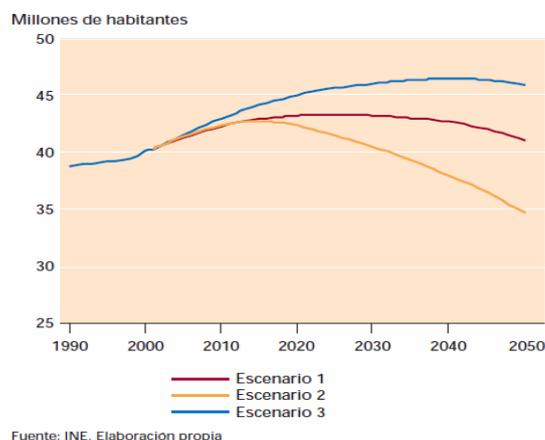
スペインの合計特殊出生率をみると、戦後、急激に低下し、近年、移民の流入を背景にやや上昇傾向にあるものの、我が国やドイツ、イタリア、東欧諸国と同様低い水準にある。将来人口も、やがて減少に向かう推計となっている。

図表：スペインの出生率



資料：社会保障・人口問題研究所「人口問題統計集」により作成。

図表：スペインの将来人口予測(3つのシナリオ)



資料：National Statistics Institute “Demographic trends during the 20th century in Spain”

## (2) 経済・社会情勢

### (減速するスペイン経済)

スペインにおいては、近年、欧州連合27か国平均を上回る高い成長率が続いていたが、2007年半ば以降、主に住宅建設部門が低迷し、これらを背景に経済は減速している。最近の世界的な金融・経済危機の影響もあり、成長率や失業率等の指標も悪化している。

2008年の失業率は年間平均で11.3%に上り(第4四半期は13.9%)、物価上昇率は年平均4.1%となった(前年2.8%)<sup>2</sup>。

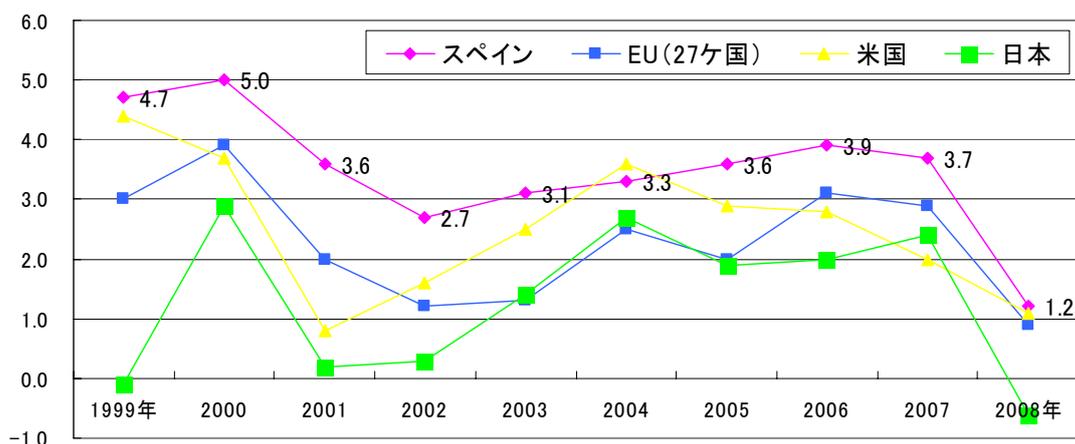
図表 スペインの経済・社会情勢

GDP(名目)(2007年)	約1兆4,138億ドル
一人当たりGNI	20,733(03年)、24,051(04年)、25,594(05年)、27,530(06年)
産業別就業人口比率(%) 2004年	第一次産業 5.5、第二次産業 29.8、第三次産業 64.7
産業別GNP比率(%) 2005年	第一次産業 2、第二次産業 24、第三次産業 74(05年)
経済成長率(%)	3.6(05年)、3.9(06年)、3.7(07年)
物価上昇率(%) (消費者物価上昇率)	3.7(05年)、2.7(06年)、4.2(04年)

資料：各々以下からの引用である。

- 1 名目GDP、経済成長率、物価上昇率は、外務省「各国・地域情勢」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/spain/data.html>
- 2 一人当たりGNIは、総務省「諸外国の主要指標」、<http://www.stat.go.jp/data/sekai/>
- 3 産業別就業人口比率は、国際労働事務局(2005)『国際労働経済統計年鑑 2005年版』(二宮書店(2008)『データブック オブ・ザ・ワールド 2008 Vol.20』からの引用)
- 4 産業別GNP比率は、World Bank Group「World Development Indicators 2007」(二宮書店(2008)『データブック オブ・ザ・ワールド 2008 Vol.20』からの引用)

図表 スペインの経済成長率



資料：EUROSTAT

<sup>2</sup> Banco de España “QUARTERLY REPORT ON THE SPANISH ECONOMY “ 2009年1月

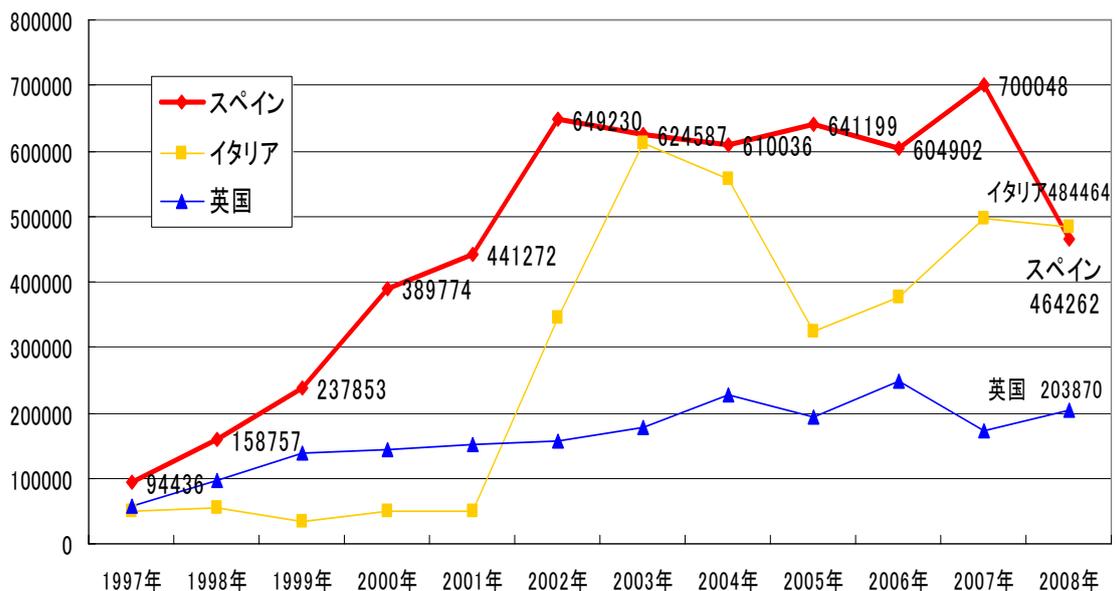
(移民の急速な増加)

1990年代後半、サパテロ政権の第一期では、好調な経済を背景に積極的な移民の受け入れを推進した。このため、スペインはEU加盟国中最大の移民受け入れ国の一つとなり、2006年の調査では初めて同国居住の移民が400万人を超えた(全人口の約1割)。

サパテロ首相は、移民の入国管理を強化しつつ、合法移民の受け入れを引き続き推進する方針であった。移民の出身国は、2006-2007年については、ルーマニア、ブルガリア、モロッコ等からの移民が上位であり、国籍で見ると、モロッコ、ルーマニア、エクアドル、英国等が多かった<sup>3</sup>。

経済成長の減速傾向が見られる中、移民の失業者の再雇用、失業保険、帰還措置等の取組が今後の課題となっている。

図表: 欧州連合における移民数の推移(上位の国の例)



資料: EUROSTAT

注: 移民の流出入を相殺した数値である。

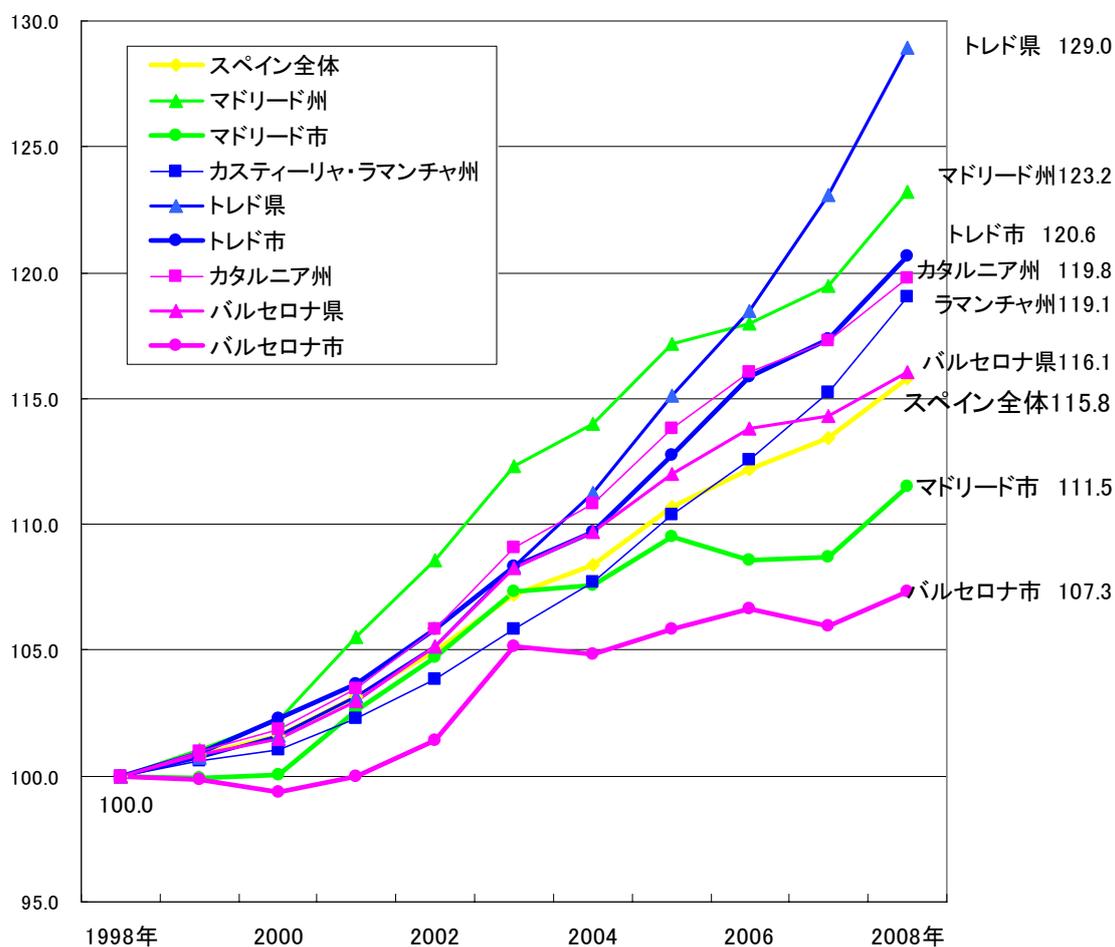
<sup>3</sup> OECD International Migration Outlook, 2008 edition (2008)

(拡大する大都市圏)

スペインの人口は、長期的に見れば減少傾向になるとみられるが、1998～2008 年の間の動向をみると、国全体で約 16%増加した。

マドリード及びバルセロナ大都市圏においては、移民の急増等も背景に、人口増と郊外化が進み、都市となるマドリード市及びバルセロナ市よりも、マドリード県、バルセロナ県、カタルニア州の人口増加が目立った。

図表：最近の人口増加の動向(1998-2008 年、指数)



資料：スペイン国立統計研究所 注：住民登録による人口データによる。

### (3) 国・地方の関係

#### 1) スペインの政治システム、政治情勢

##### (議会君主制のスペイン)

スペインの政治体制について、外務省「各国・地域情勢」をもとにみると、議会君主制であり、立法権を有する中央の国会は二院制(上院 257、下院 350 議席)となっている。

近年の政治情勢をみると、1996 年から政権の座にあったアスナール民衆党政権は、2004 年 3 月 14 日の総選挙により敗北し、野党・社会労働者党(以下、「社労党」)が勝利し、翌 4 月にサパテロ社労党書記長を首相とする内閣(少数単独)が発足した。サパテロ政権は、内政を重視し、テロ問題、移民問題、地方自治問題に重点を置いた。

2008 年 3 月 9 日の総選挙により、与党社労党が引き続き下院において比較第一党の座を維持し、4 月に第二次サパテロ内閣が発足した。なお、法案採択などの権限については下院が圧倒的な優位にあるが、上院では前回に続き、民衆党が第 1 党の座を維持し、「ねじれ」現象が続くこととなった。

##### (地方自治問題は内政上の重要課題)

スペインにおいては、広汎な地方自治が保障されているが、一部地域からは更に高度な自治が要求されるに至っている。約 10%程度の議席を有する地域政党(カタルニアの「集中と統一 CiU」、「バスク国民党 PNV」等)が、国政に影響力を発揮し、自治権の拡大に貢献している。

現在、「カタルニア自治憲章」については、野党・民衆党からの違憲請求を受け、憲法裁判所における審議が続いている。今後、他の自治州の自治憲章の改正が予定されており、これら地方自治権の拡大に如何に対応していくかが、内政上の重要な課題の一つとなっている。

図表 スペインの政治システム、政治情勢

政体	議会君主制
元首	フアン・カルロス一世(Juan Carlos I)国王 (1975 年 11 月 22 日即位)
国会	二院制(上院 257、下院 350 議席)(任期 4 年、解散制度あり)
内閣	サパテロ社会労働党(PSOE)政権(第 1 期:2004 年 4 月～、第 2 期:2008 年 4 月～) (1)首相名 ホセ・ルイス・ロドリゲス・サパテロ (Jose Luis Rodriguez Zapatero) (2)外相名 ミゲル・アンヘル・モラティノス・クジャウベ (Miguel Angel Moratinos Cuyaube)
政党	国会(2008 年 3 月改選): 国民党 PP 101、ス社会労働党 PSOE 88、Entesa Catalana de Progress12、カタルニア「集中と統一」CiU 4、バスク国民党 PNV 2、CC 1

資料: 1. 外務省「各国・地域情勢」, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/spain/data.html>  
2. CIA 'The World Fact book', <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/>  
3. 複数政党制民主主義研究所「各国の選挙と政党」, <http://www14.plala.or.jp/elections/>

## 2) スペインの地方制度<sup>4</sup>

スペインにおいては、フランコ独裁政権時代は、中央集権的体制であったが、1978年憲法により、自治州の自治権が保証された。歴史的にはバスク、カタルニアは広範囲は自治権を有しているなど、分権化の推進、その考え方については、州の間でかなりの温度差がある。

### (三層からなる地方制度)

スペイン憲法は、第137条において、地方制度について、市町村<sup>5</sup> (Municipio)、県(Provincia)、自治州(Comunidades Autónomas)を自治体と位置づけている。

現在、スペインは17の自治州、50の県、8,112の市町村からなる。自治州のうち、7州は、首都マドリードのように1県が1州を構成する州である。このような場合、県の執行部は設置されず、その権限は州政府が執行する。

地方団体としては県、市町村のほか島嶼(Islas)が含まれる。また、この他、広域区(Comarca)、市町村共同体(Mancomunidad de municipios)、大都市圏(Área Metropolitana)<sup>6</sup>等がある。

### (自治州、県、市町村の権限等)

自治州は、憲法に明記された権限、国の専属的権限以外の分野で自治憲章に規定することにより州の権限とされた権限及び国の専属的権限のうち法律により移譲された権限を行使する。

県は、国の機関としてその機能を担うとともに、地方団体として県議会がおかれ(41 県のみ)、市町村間サービスの調整、行政能力の乏しい市町村への支援、広域行政サービス等を行う<sup>7</sup>。

市町村は、小規模な市町村が非常に多いが、消防、都市計画、住宅、公衆衛生、福祉サービス、上下水道等、人口規模に応じた権限を行う。

図表：地方公共団体の組織、権限、中央と地方の関係

	地方公共団体の組織	地方公共団体の権限・機能	中央と地方の関係
自治州	公選の州議会、執行機関として州政府を有する。州政府は州議会により互選され国王により任命される首相、首相が任命する大臣。	自治州の権限として憲法に明記された権限、国の専属的権限以外の分野で自治憲章に規定することにより自治州の権限とされた権限、国の専属的権限のうち法律により移譲された権限。	国は、自治州が国全体の利益を損なう行為をしたり、憲法違反をした場合は、必要な是正措置を取ることができる。また、自治州の会計は国の会計検査院の監査を受ける。
県	県議会は、市町村議会議員等による間接選挙により選出される議員で構成される。県議会で互選される県議会議長が執行機関を統括する。	市町村間のサービスの調整、行政能力の乏しい市町村に対する支援、広域行政サービスの提供、国や自治州の委任事務。	国及び自治州より適法性について監督を受ける。公債発行の際は国の事前関与。また、県・市町村の会計は国の会計検査院の監査を受ける。
市町村	公選の市町村議会、市町村議会の中から選ばれる市町村長及び市町村長が任命する執行委員会を有する。	都市計画、住宅、公衆衛生、福祉サービス、上下水道(人口規模により権限が異なる。)	
憲法裁判所	裁判官は三権の代表。憲法の解釈の他、国と地方の間に起きる権限の衝突の調整を行う。		

資料：室田哲男(2002)「欧州統合とこれからの地方自治」(財団法人日本法制学会)他を元に作成。

<sup>4</sup>財団法人自治体国際化協会(2002)「スペインの地方自治」他による。

<sup>5</sup>ここでは便宜的に市町村と呼んだが、市、町又は村の区別はない。

<sup>6</sup>「2. スペインの空間計画(6)カタルニア自治州 4)バルセロナ大都市圏」の記述を参照のこと。

<sup>7</sup>県の役割については、カタルニア州についてバルセロナ県の例を詳述(「2(6)3)バルセロナ県の役割」参照。)

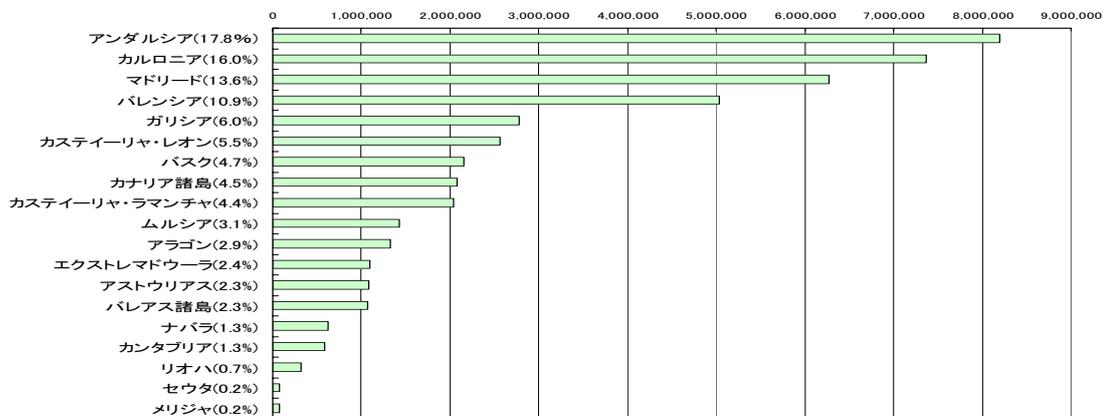
(自治州毎にみた人口の状況)

自治州別に人口をみると、最も人口の多いアンダルシア、カタルニア及びマドリードの3州で、全体の47.3%と半数近くを占める。島嶼部等を除いても、自治州間の人口の差は10倍以上に及び、極めて大きい。

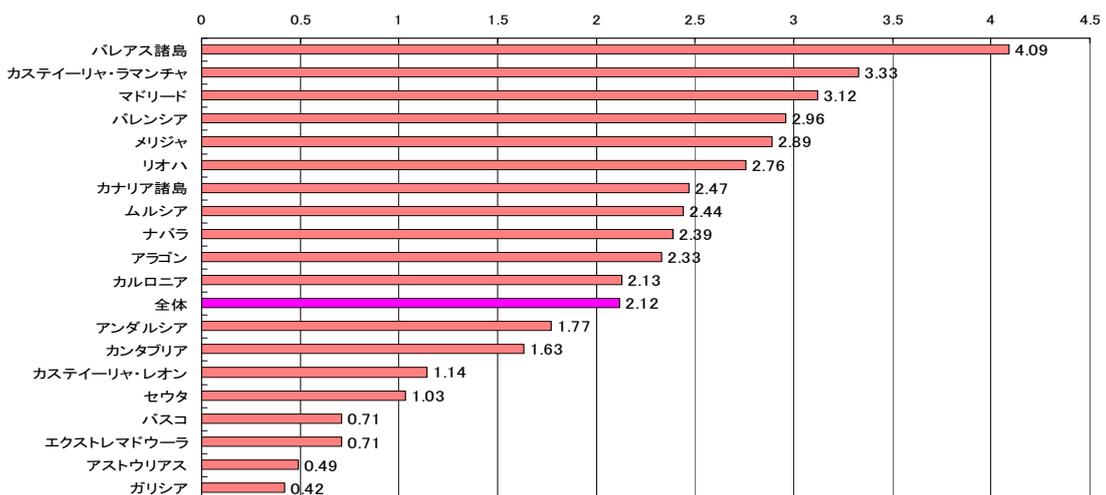
2007年から2008年の人口の増減を見ると、スペインにおいては全ての州で人口が増加しており、マドリード大都市圏への通勤圏を含むカスティーリャ・ラマンチャ州は、バレアス諸島について年間3.3%人口が増加した。

図表：自治州別人口の動向(2008年)

①自治州別人口



②自治州別人口増減率(2007-2008年)



資料：スペイン統計局

注：1) 2008年1月の住民登録の数字である。<sup>8</sup>

2) 括弧内は、全人口に占める割合を示す。

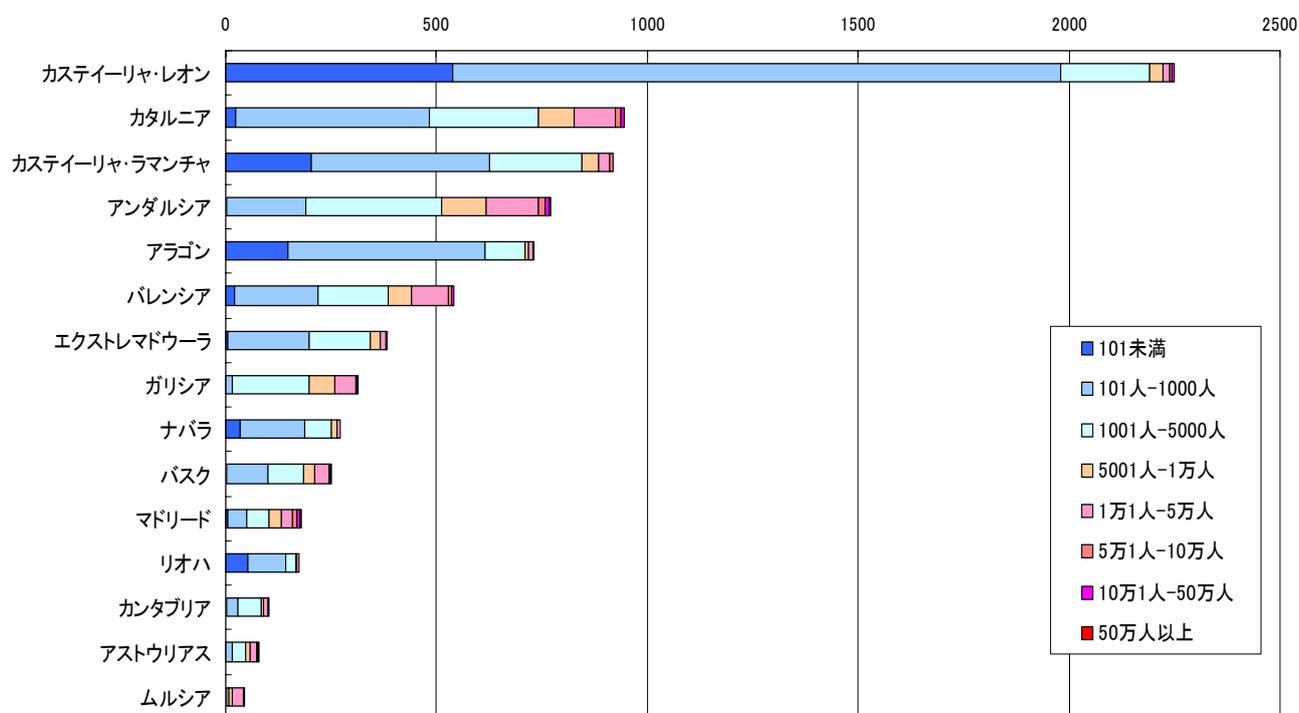
<sup>8</sup> Municipal Register、市町村登録は行政的な市町村住民の登録であり、毎年1月に人口の数値が統計局の取りまとめにより得られる。<http://www.ine.es/jaxi/menu.do?type=pcaxis&path=%2Ft20/e260&file=inebase&L=1>

(小規模市町村が多いスペイン)

スペインの市町村は全体で8,112に上り(2008年1月)、人口100人以下の市町村は市町村全体の12.8%、101人~1000人以下の市町村が47.2%と、1000人以下の市町村が6割を占める。

人口50万人以上の都市は5都市、10万人(10万1人)以上50万人以下は55都市となっている。特に小規模市町村数が多い州は、カスティーリャ・レオン、カタルニア及びカスティーリャ・ラマンチャの各州などである。

図表:人口規模別自治州別市町村数



資料: スペイン統計局

注: 2008年1月の住民登録の数字である。

### 3. 空間計画<sup>9</sup>

#### (1) 空間計画における国・地方の役割

(自治州の権限:空間計画は州の権限)

スペイン憲法は第 148 条において、自治州の権限 22 項目を列記している。空間計画は、都市計画及び住宅行政とともに、この中の1つに含まれ、自治州の権限に属するものとされている(憲法第 148 条第 1 項第 3 号)。また、このほか、国の専属的権限以外の分野で自治憲章の規定により、自治州の権限とされた権限もの、国の専属的権限のうち法律により移譲された権限もある<sup>10</sup>。

(国の権限はセクター別のインフラ整備)

空間計画に関連する国の権限としては、憲法第 149 条に、その排他的権限とされる 32 の事項が列記されているが、空間計画はこれには含まれない。国は、交通、河川等のセクター別のインフラ等については、憲法上、以下のとおり、国の権限とされている<sup>11</sup>。

<空間整備に関わる主な国の権限の例>

- 一般的利益に係る港湾及び空港(憲法第 149 条第 1 項第 20 号)
- 複数の州を通過する鉄道(憲法第 149 条第 1 項第 21 号)
- 自動車交通(憲法第 149 条第 1 項第 21 号)
- テレコミュニケーション(憲法第 149 条第 1 項第 21 号)
- 複数の州に跨る流域の河川計画(憲法第 149 条第 1 項第 23 号)
- 環境に関わる基本的な法制(憲法第 149 条第 1 項第 23 号)

これらのうち、例えば交通インフラ関係は、中央政府においては振興省(ministerio de fomento)の所管となる。

<sup>9</sup> 「スペインにおいては、plan territorial が通常用いられ、「空間計画」 plan especial はあまり用いられていないため、「国土計画」、「国土計画」等と訳した方が適切であると考えられるが、本調査においては「国土政策」は、地域政策をはじめ空間的な影響を有する多くの施策も含めて用いる場合もあり、施策の内容から「空間計画」に相当するものと判断し、この用語を用いた。

<sup>10</sup> 都市計画、住宅行政は、一次的には、基礎自治体である市町村の権限に属する。県は、空間計画についての権限は有さないが、国の出先機関として、例えば道路等インフラの管理等は行い、また、市町村行政を支援する等の観点から、住宅行政などに携わる場合もある。

<sup>11</sup> 国籍・外国人出入国管理、外交、国防、商法・刑法・労働法等の基本的体系、通貨制度など 32 項目は国の専管事項。

### (振興省の役割)

振興省 (Ministerio de fomento) は、地域計画・調整をはじめ、高速道路、鉄道、航空、船舶、道路交通、郵便、地理院、経済計画等に関わる組織である。

ウェブサイト上では、地域計画・調整は、その業務の筆頭に掲げられている。

振興省の組織構成に関する勅令 2004 年 6 月 18 日 1476 号(地域計画調整に関する部分、仮訳)<sup>12</sup>  
(Direction générale de planification et coordination territoriale ARRÊTÉ ROYAL 1476/2004, de du 18 juin, par lequel on développe la structure organique de base du Ministère de la Promotion. )

#### 第 6 条 地域計画調整局

1. 地域計画調整局は以下の業務をう。
  - a) インフラ及び交通に関する戦略的計画の策定
  - b) 交通システム、基礎調査の実施、特に、将来予測経済財政、地域及び環境に関わるもの
  - c) 戦略的計画策定に資する情報ツールの構想・開発
  - d) インフラ及び交通に関する地方団体との協力のための計画及びツールの開発のための提案の作成、並びにそのフォローアップ
  - e) 他省の中心的な機関との連携による、インフラ及び交通政策の分野の、自治体の事業のフォローアップ。インフラ及び交通に関わる国際機関への参加
  - f) 省の権限の範囲におけるインフラ投資の計画策定
2. 計画調整局は以下の部から構成される。
  - a) インフラ・交通計画部は、第1条 a), b) 及び c)に定める権限をう。
  - b) 地域調整部は、第1条 d) 及び e)の権限をう。
3. 第1条 f)の権限をうに当たっては、地域計画調整局と同様に、職に応じて定められる組織段階により、投資プログラム課に依ることとなる。

### (インフラ整備に関する長期計画)

インフラ整備については、国は総合的な計画を策定する。現行計画は、2005 年 7 月に、国家インフラ整備戦略 (Strategic Infrastructure and Transport Plan, PEIT 2005-2020) が策定され、2020 年までの国の交通政策の方向性を示し(閣議で認められた。)、GDP の 1.5%に当たる 2500 億ユーロの投資計画となっている<sup>13</sup>。

この計画は、社会的、地域的統合を目的の一つとするなどしているが、個別地域に言及する即地的な計画とはなっていない。

空間計画に関しては、国は、憲法に基づき、原理原則や策定義務、方法等を法律により具体的に定める権限を有していない<sup>14</sup>。よって、スペインにおける空間計画の状況を把握していく上では、各州の定める空間計画に関する法律を個々に参照していくこととなる。

<sup>12</sup>[http://www.fomento.es/MFOM/LANG\\_EN/DIRECCIONES\\_GENERALES/PLANIFICACION\\_Y\\_COORDINACION\\_TERRITORIAL/\\_INFORMACION/ORGANIZACION\\_Y\\_FUNCIONES/](http://www.fomento.es/MFOM/LANG_EN/DIRECCIONES_GENERALES/PLANIFICACION_Y_COORDINACION_TERRITORIAL/_INFORMACION/ORGANIZACION_Y_FUNCIONES/)

<sup>13</sup> この計画の性格について、振興省における聞き取りによれば、自治州と調整された結果である部分と、調整のいわばたたき台として、事前合意前に書かれた部分があるという理解であった。

<sup>14</sup> 例えば連邦制のドイツにおいては、空間計画の権限は州が有するものの、連邦政府において連邦レベルでは、連邦空間計画法が制定され、空間計画に係る手続的な制度的枠組みを与えているが、これに相当するような、州の空間計画に枠組みを与えるような法律は存在しない。空間計画に係るこのような点に関しては、連邦制国家と比較しても、スペインの分権はさらに進んでいると考えられる。

## (2) 国と地方の調整と課題

### 1) 空間計画における国と地方の調整

以下では、国と地方の調整の実際について、主に、振興省におけるヒヤリングをもとに記述する。

(空間計画を巡る国・州の調整の必要な局面)

いずれの州においてもインフラ整備は重視されており、調整の必要な場面は多い。

空間計画について、主として国のインフラ整備に関連して、空間計画の面から調整が必要な場合としては、以下の3つの場合が考えられる。

- ① 1つの州が計画を作成した際、国のインフラに影響がある場合、国は周知される必要がある場合
- ② 国がインフラ関連で計画を策定する際、地方の計画においても考慮される必要がある場合
- ③ 双方向に調整が必要な場合

(空間整備に関する調整はセクター別の制度による)

調整に係る法的根拠としては、空間計画の調整全般に関わる国の法律はない。

スペインの法体系としては、国の憲法と平行して、州の自治憲章があり、各自治州と国との合意の中で権限が決められる。その下に、分野別の法律がある。空間計画の調整全般に関わる国の法律はないが、分野別の法律、例えば道路法等各個別法には調整が義務付けられている(17万kmに及ぶ道路は、国道(約2万5千km)のほか、自治州、県、市町村が管理するものがあり、その調整メカニズムは法律で定められている。)

(空間計画とインフラを巡る国・自治州の調整の実際)

国として、インフラ整備を進めていく上で、州及び市町村の計画との調整は重要であり、策定段階で協議に参加し、意見交換を行っている。今日では、各州は、国土整備の基礎情報をインターネットで公表しているなど、情報共有は容易にはなっている。円滑に調整を進める上で、振興省としては、自治州側は通常、国・当該自治州の2者での協議を提案することが多い中で、振興省は全ての州が集まり、会合をもつことを提案するなどの、工夫もしているという。

また、国と自治州の意見が異なる場合にも、協力しあうことは重要であり、振興省と地方団体と、1,000に及ぶ協定 *Convenio* を締結している。これは、非常に柔軟なものであり、政治的背景などから、遵守されない場合もあるが、時間をかけるなど対応している。

なお、州は、国の計画に反する計画も策定し、州の権限の範囲内で承認することができるが、このような場合、国が司法権を発動する場合がある。また、逆の場合、すなわち、地方が国を訴える場合もある。

## 2) 空間計画における国と地方の調整に係る課題

スペインにおいては、空間計画に関する国の関わりは、憲法上、国の権限であるインフラ整備との関係において、セクター毎に関与するのみであり、現行憲法で定めた分権的な体制のもとでは、国は空間整備全体に関する水平的な調整はわない体制となっている。

このような分権的な体制について、メリット、デメリット両面がありうる。

今回のヒヤリングで指摘された課題としては、例えば以下のような点があった。

- 州の計画の中に、国が整備すべきインフラ整備を予め入れ込むなど、行き過ぎの場合、逆に、インフラ整備について、州の反対で国が実施できない場合も少なくない。特に大都市の反対に合う場合も多い。例えば水利用など、国家的にも重要性の高い分野もある<sup>15</sup>。
- インフラについては国にも権限があり、関与できるが、教育・保健など地方に委譲されている分野もあり、分権に疑問を呈する意見もあるという。実際、国が戦略を打ち出すことができる分野は、経済戦略、エネルギー戦略、環境等に限られている。
- EU との関連において、自治州がEUの示す義務を果たさない場合にも、分権化されていると、国は介入する権限はないため、加盟国としての義務が果たせない場面もあるなどの課題もある。

---

<sup>15</sup>国は例外的に閣議の合意により、自らの権限によりインフラ整備を実施し、必要であればこれに反する市町村計画の変更を命じることができるという憲法裁判所の判決もあるとする。Fernandez, T. R. (1994)

### (3) 州による空間計画への取組

#### 1) 州の権限・各州の状況

##### (州の空間計画法)

憲法に基づき、自治州は、空間計画に関して、法を定める権限を有することとなった州は、1983年以降、各々、州法を立法した<sup>16</sup>。

州によって、空間計画に関する独立の法律を制定している州(例:カタルニア州、アンダルシア州等)、都市計画法制と一体的に空間計画についても定める形式の州(例:カスティーリャ・ラマンチャ州、マドリード州等)等様々である。

内容は様々であるが、州法の構造は概ね類似しており、基本的には旧来の国の法律をなぞったものとなっている<sup>17</sup>。

- ・ 土地の分類(市街化区域、非市街化区域等)
- ・ 不動産の位置づけ、土地所有者の義務
- ・ 計画(一般的計画、開発計画、その他の文書)
- ・ 計画の実現(公私の別、開発利益の分配の手続き)
- ・ 不動産市場への公共的な介入の手段(公的資産、先買権)
- ・ 建築、土地利用の規制
- ・ 違反と制裁

また、州法は、空間整備について、地域間の不均衡を縮小し、空間利用・形成のための効果的な総合的な概念形成を実現し、環境保全、生活条件の改善を実現するためのものと位置づける<sup>18</sup>。なお、空間計画法及び計画の状況について、いくつかの自治州の例をみると、下表の通りである。

図表: スペインの主要な自治州における空間計画及び根拠法の例

自治州	空間計画	根拠となる州法
マドリード	1990年代以降、近年、州の空間計画策定の動きはない	1995年3月28日空間・土地及び都市政策法 Ley 9/1995, de 28 de marzo, de Medidas de Política Territorial, Suelo y Urbanismo)
カタルロニア	全体計画は1995年に策定、2004年以降本格的に部分計画を策定中	カタルニア州空間政策法I23/1983 Llei 23/1983, de 21 de novembre, de política territorial
カスティーリャ・ラマンチャ	現在最初の計画を策定中	地域整備及び都市活動法、1998(2004年に改正) LEY DE ORDENACIÓN DEL TERRITORIO Y DE LA ACTIVIDAD URBANÍSTICA, LOTAU
アンダルシア	アンダルシア自治州地域整備計画206/2006決定により承認(11月28日).2006年12月29日官報掲載 El Plan de Ordenación del Territorio de Andalucía (POTA), fue aprobado por Decreto 206/2006, de 28 noviembre, y publicado en el Boletín Oficial de la Junta de Andalucía de 29 de diciembre de 2006).	アンダルシア自治州地域整備法(法律1/1994) La Ley 1/1994, de Ordenación del Territorio de la Comunidad Autónoma de Andalucía

<sup>16</sup> カタルニア州(1983年)、マドリード州(1984年)、ナバラ州(1986年)、カナリア諸島(1987年)、バレンシア州(1989年)、カンタブリア州(1990年)、バスク州(1990年)、アラゴン州(1992年)

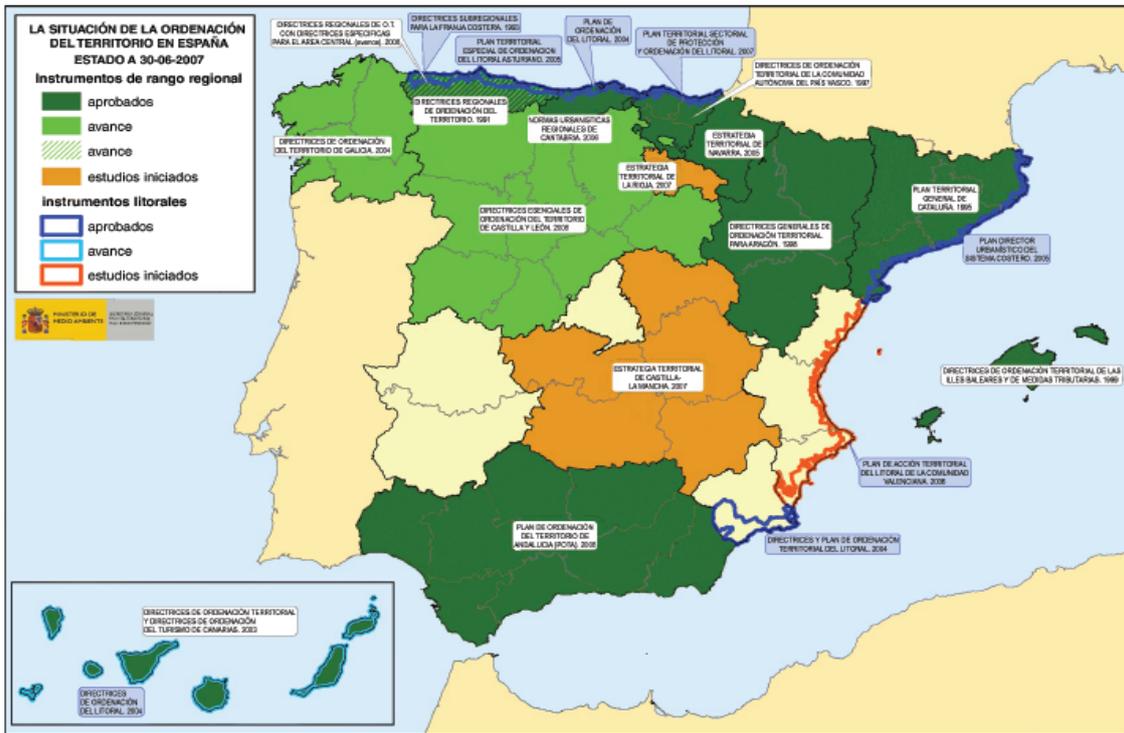
<sup>17</sup> Menendez Rexach, A. "Espagne" *Le juge et l'urbanisme dans les pays de l'Europe de l'Ouest*, Cahier du Gridaugh n° 9 - 2004 Série Droit comparé

<sup>18</sup> Lopez Ramon, F (1994)

(州の空間計画策定の状況)

州全体の空間計画の策定状況は、環境・農村・海洋環境省の調査によると、1991年アストゥリア州、1995年のカタルニア州等に始まり、9州でほぼ策定済みであり、大多数の州で策定中となっている。州をいくつかの区域にわけた部分計画については、全て策定済みの州は稀であり、大多数の州において、策定中の地域を残している。州のセクター毎の計画については分野等にも応じて様々である。

図表：州の空間計画策定状況



資料：環境・農村・海洋環境省<sup>19</sup>

以下では、今回現地調査を行った、マドリード州、カスティーリャ・ラマンチャ州、カタルニア州の3州の空間計画の例をみる。

マドリード州は首都マドリード市を含みマドリード県1県で州を構成する欧州有数の大都市圏である。カタルニア州も広域にわたる山間部も含むが、バルセロナ大都市圏を含む地域である。3つの州の中では比較的平均的といえるのはカスティーリャ・ラマンチャ州であるが、同州はマドリードに隣接し、その急激な発展の直接的影響を受けている。いずれの州も近年大きな経済成長と都市圏の発展を経験しているが、空間計画の果たした役割は一樣ではない。

<sup>19</sup>環境・農村・海洋環境省は、2008年4月に設立され(2008年4月12日勅令432)、旧農業・漁業・食料省及び環境省の権限のほか、振興省と密接に連携して海洋環境の保全にも取り組む(気候変動、自然資源及び生物学的多様性、海洋の保全、水、農村開発、農業資源、酪農及び漁業、食糧を所管)。1つの省に自然に関わる全ての権限を集中したもの。

3つ州のうち、カタルニア州は、後述する中央政府の土地法との関係で、空間計画について独自の姿勢を示し続けてきた州である。一方、カスティーリャ・ラマンチャ州は、州独自の空間計画法制には比較的消極的であり、州レベルでの最初の空間計画策定が現在われている。マドリード州は、繰り返される大規模な都市圏の発展期と景気後退、国の土地法制の度重なる変更の影響を直接受け、効果的な広域的空間ヴィジョンの形成が未だ実現していない。

いずれの州においても、州レベルの広域的な空間計画策定は、定期的に策定・更新される確立されたプロセスとなっている状況とは程遠く、新しい試みとして、試行錯誤の過程にあると考えられ、今後の進展が注目される。

## （補足）空間計画と土地法制

州レベルの広域的な空間計画（及び都市計画）の基礎となる法制度として、国における土地法制があげられる。国において土地法制は、住宅地供給との関連から住宅省が主として所管する。今年度の調査においては、土地法制を主管する機関に対する調査はっていないが、既存の文献等から、主な動向を以下にとりまとめる<sup>20</sup>。

### 1. 国による土地法制

（国の土地行政に関する権限）

現行のスペインの空間計画制度は、1978年憲法に基づき整備されてきたものである。これによると、空間計画に関する権限は州に属するが、国は、憲法149条に列記される以下のような事項等について法律を制定する排他的権限を有する。

- ・所有権と義務に関する基本原則（憲法149条第1項）
- ・不動産登記（憲法149条第8項）
- ・強制収用、行政の責任に関する基本的な補償（憲法149条第18項）、
- ・土地の評価（1998年4月13日、土地及びその評価の制度に関する法律）、

（国及び州の土地法制の併存状況）

中央政府による土地法制は、独裁政権時代の1954年の土地法に遡るが、その後、1975年、1990年、1998年、2007年と、大きく見直され、これにより、州の土地法制については、空間計画、都市計画行政に少なからぬ影響を及ぼしてきた。

スペインにおいては、中央政府の土地法制と州政府の土地法制が併存する状況が1980年代以降、続いた<sup>21</sup>。州の土地・空間計画法制定の状況は一樣ではなく、州の土地法を制定し、これに基づく独自の空間計画法をを整えてきた州と、州の土地法をもたず国の土地法を基本とする制度をとってきた州がある。これらは分権についての姿勢や、中央政府と州政府の政権政党が同一であるか否か等にも影響されてきた。

### 2. 国の土地法を巡る経緯

（前史——土地法制と都市計画の経緯）

スペインにおいては、19世紀後半からの都市化の進展に伴い、各都市レベルで、都市計画、都市整備、衛生等についての取組がみられた。1860年代には、マドリード、バルセロナでは都市計画が試みられ、国もまた1964年に最初の都市計画に関する法律を策定した。

国レベルでの近代的・総合的な法制は、1954年土地法に遡る。都市化と開発が急速に進む中で、1950年代には多数の市町村で総合計画も策定され、国土全体を対象とするものであった。

#### （2）戦後の土地法制

（1956年法）

1956年の土地法は、時代背景から、住宅地の開発を重視し、市街地の拡張を促進する開発主義的な法律<sup>22</sup>であった。この法律は、民法上の土地所有権を、一定程度制限されたものとする考え方を示し、このことは後の土地法に受け継がれていく。1956年法によると、不動産の権利は、土地法又は整備計画の定める義務の範囲においてこれを尊重しつつ行使されるものとされている（第61条）。

<sup>20</sup>岡部明子「第6章 スペイン」（伊藤、小林、大西「欧米のまちづくり・都市計画制度：サステイナブル・シティへの途」、2004）

阿部大輔「スペインにおける1956年土地法の制定過程とその内容に関する基礎的研究」（社）日本都市計画学会 都市計画論文集 no. 39-3, 2004年10月

「スペインにおける1975年改正土地法の成立過程とその特質に関する考察」日本建築学会計画系論文集第73巻 第634号, 2689-2695, 2008年12月）他

<sup>21</sup> 岡部他（2004）

<sup>22</sup> 阿部（2004）

<土地法を巡る経緯<sup>23</sup>>

年	法律名	
1956年	「土地制度及び市街地整備に関する法律(1956年5月12日)」	Ley del Regimen del Suelo y Ordenacion Urbana,
1975年	「土地及び都市整備法(1975年5月2日)」	Ley 19/1975, de 2 de mayo, De Reforma de la Ley sobre Regimen del Suelo y Ordenacion Urbana
1990年	「都市計画制度及び土地評価の改正に関する法律(1990年7月25日)」	Ley 8/1990, reforma del regimen urbanistico y valoraciones del suelo
1992年	1990年法の改正(1992年7月26日)	RDL 1/1992, de 26 de junio, Ley sobre el Régimen del Suelo y Ordenación Urbana
1997年	憲法裁判所判決(1997年3月20日)	(STC no.61/1997)
1998年	「土地制度及び評価に関する法律(1998年4月13日)」	Ley sobre Regimen del Suelo y Valoraciones
2000年	「不動産及び運輸分野における自由化緊急措置法:規制緩和(2000年6月23日)」	Real Decreto Ley 4/2000
2007年	「土地法(2007年5月28日)」	LEY 8/2007, de 28 de mayo, de suelo

(1975年土地及び都市整備法)

民主化以前の独裁体制化において、1956年法は改正され、「土地及び都市整備法」となった。1975年法は、国土を①既成市街地域、②市街化可能地域及び③市街化不可能地域の3種類に分類し、これに応じた、開発の是非、条件を見直した。これは、1956年法以降の郊外の乱開発の抑制及び中心市街地再生の双方を視野に入れた見直しであった<sup>24,25</sup>。

①既成市街地域及び②市街化可能地域においては、市の総合計画に違反しない限り、都市的開発と建築行為が認められ、一方、③市街化不可能地域においては、一切認められないことを基本とするものであり、1975年法のこの考え方は、その後、基礎自治体レベルの都市計画制度運用を支えてきた。しかしながら、同法は1978年憲法制定以前に制定されたため、州の自治権と矛盾する部分があった。空間計画が州の権限に属することとされたため、国の土地法を超える州独自の土地法・空間計画法制を制定する州が現れた。

(1990年改正土地法と違憲訴訟)

州独自の土地法制定の動きが広がる中で、中央政府は、1990年に都市計画に対する公的介入の程度をさらに高める趣旨の土地法改正を行った。この改正には、都市計画権限の強化にとどまらず、国の影響力を強める一面があるとして、1992年、カタルニア、バレアス諸島、アラゴンの三州が違憲訴訟に踏み切った<sup>26</sup>。違憲訴訟のわれている間、デベロッパと市当局は、各々、国の土地法又は州の土地法の有利な法律を根拠に、開発行為を巡って対立し、違法開発行為がわれるなどの混乱が生じた。

(1997年違憲判決と州法制定の動き)

憲法裁判所は都市計画分野における国の立法権を著しく狭く解釈し、1990年改正土地法の200条余りの条文について、国にはその権限がなく、州の自治権を保障した憲法148条に違反しているとする違憲判決を示した。これを受けて国は1998年に、48条からなる簡潔な理念法「土地制度及び評価に関する法律」を制定した。

また、州においては、違憲判決によって、空間計画権限が排他的に州に属することが明確にされ、国の土地法の一部が否定されたため、法の欠陥を埋めるため、分権に消極的であった州も州の土地法制定を急いだ。

<sup>23</sup> 岡部他(2004)

<sup>24</sup> 岡部(2004)

<sup>25</sup> 1975年5月2日、1956年土地法の見直しに際しては、空間計画法制の中に、国の国土計画の概念も盛り込まれた。国の整備計画を経済社会計画と調整しつつ定め、国土政策の行動方針を確立するため、両者に関わる2つの法律を統合することを認め、また、地域整備計画を策定すること等を定めたが、後に、国の整備計画策定は放棄された(Lopez Ramon, F. (1994))

<sup>26</sup> 岡部(2004)

(1998 年法・2000 年緊急措置法と規制緩和の動き)

1990 年半ばの政権交代により、中央政府は社会民主党政権下の規制的な都市計画制度から、土地利用を市場に委ねる規制緩和的な土地法性へと方向転換した。

1998 年法及び 2000 年に制定された「不動産及び運輸分野における自由化緊急措置法」は、①既成市街地域、②市街化可能地域及び③市街化不可能地域の3区分を維持したものの、市街化が容易となり、市街化可能区域の区分が一般的となるような推定を導入した。これにより、非市街化区域の区分は、都市計画行政が裁量的に決められるものではなく、保全区域、農業区域、自然災害危険区域、海岸法等の規定による区域指定といった、法定の保存すべき明確な理由がない場合、③市街化不可能地域には指定できないこととなった。このため、都市計画行政の裁量権限が縮小し、極論すれば、大半の③市街化不可能地域が②市街化可能地域に移行する結果となった。

### (3) 不動産バブルと 2007 年土地法

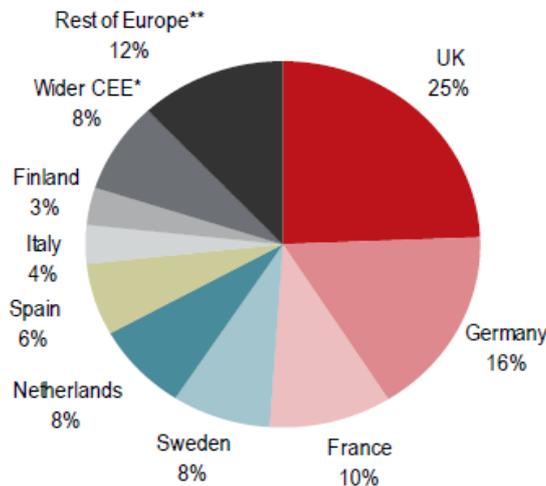
(1990 年代末からの不動産バブルと今日の状況)

1990 年代後半から、スペインは不動産バブルに見舞われる。マドリード大都市圏等や大都市圏外部部の開発のほか、海岸部のセカンドハウスの投機熱も高まった。国の土地法が規制的なものから、規制緩和的なものへと転換し、これへの州における対応、国と州の土地法制の併存などもあいまって、州における土地法とその運用次第で、特に様々な問題を生んだ。

しかしながら、不動産市場は 2007 年以降、沈静化に向かう。2008 年の欧州全体で見た商業用不動産への投資についてみると、欧州全体の投資額に占めるスペインのシェアは 6% と全体の 6 位になっている画、件数は、全体で 2,500 件と、前年の 3,600 より著しく減少した。(1.125 億ユーロ、前年の 2,441 億ユーロから 54% の下落。)

図表：欧州における商業用不動産取引のシェア(2008 年)

#### Total European Transaction Volumes by Market



Source: Jones Lang LaSalle

\* Bulgaria, Croatia, Czech Republic, Estonia, Hungary, Latvia, Lithuania, Poland, Romania, Russia, Slovakia, Ukraine

\*\* Austria, Belgium, Denmark, Greece, Ireland, Luxembourg, Norway, Portugal, Switzerland, Turkey, UAE

資料：Jones Lang LaSalle “European Investment Activity in 2008”<sup>27</sup>

<sup>27</sup> <http://www.joneslanglasalle.eu/EMEA/EN-GB/Pages/EuropeanCapitalMarketsBulletin.aspx>

(2007年の新たな土地法)

このような状況の中で、2007年5月に、新しい土地法 (LEY 8/2007, de 28 de mayo, de suelo) が制定された。

自由主義経済的な旧法は、住宅価格を下げる観点から、特に保全されていない土地は全て開発可能とする考え方になっていたが、2007年の土地法は、公共の利益と持続可能な開発の原則に沿った土地の利用等を共通目標として位置づけ、必要かつ適当であれば全ての土地を開発できるが、農村のエコロジー的価値、景観的価値の保全を重視し、従前の規制緩和的な全ての土地を開発可能とする考え方に終止符を打ったとする(法第2条)<sup>28</sup>。

新法は、土地を都市的土地と農村的土地に分け、その原則や評価方法について規定する。また、今後の着実な住宅整備に向けて、開発可能な住宅地のうち30%以上が、公的支援を受ける住宅整備のために留保されることなど(第10条)、公的な支援を受ける住宅建設に配慮している<sup>29</sup>。

また、空間計画関連の計画の合意、決定等についての透明性の確保、住民参加を重視している(第11条)。

土地の評価について、土地の価値は、期待ではなく、その現状によるべきであり、純粋に投機的な土地保有等を抑制する考え方にたっている。

この法律は2008年にも改正されており、その評価は時期尚早であるが、スペインにおいても金融危機の影響も広がり、大きく情勢が変化している中で、各州の対応など、今後の展開が注目される。

---

<sup>28</sup> P. F. García Geógrafo, “Hacia Un Desarrollo Equilibrado y Sostenible del Territorio Español La Contribucion de la Nueva Ley Suelo”, *Ambienta*, 2007年6月

<sup>29</sup> [http://www.eukn.org/spain/themes/Urban\\_Policy/Urban\\_environment/po04\\_ley-suelo-estataleEN\\_2098.html](http://www.eukn.org/spain/themes/Urban_Policy/Urban_environment/po04_ley-suelo-estataleEN_2098.html)

## (4) マドリッド自治州

### 1) マドリッド自治州の現状

#### ① 概況

(欧州3番目の大都市圏マドリッド)

スペインの首都マドリッドは、人口は、マドリッド州が約600万と、大都市圏としてみればパリ、ロンドンに次ぎ、マドリッド市についてみれば約300万人と、ベルリンにつぐ欧州2番目の大都市である。

近代以前には、11-12世紀、アラブ支配下の時代に町が形成され1561年にフェリペ二世が宮廷を移して以来首都であった。中心部の旧市街は、19世紀を通じて大きく成長し、1900年には人口75万(首都54万人、その他地域に21万人)の大都市圏を形成していた(マドリッド市資料による。)

20世紀に入り、戦後1960年代には、まず、スペイン国内から、マドリッドへの人口集中が進んだ。その後、マドリッドの都市整備は、繰り返し起こる不動産ブームと不況のサイクルに左右されつつ、スペインが欧州連合に加わって以降、急速に開発が進むこととなる。

<マドリッド自治州の位置>

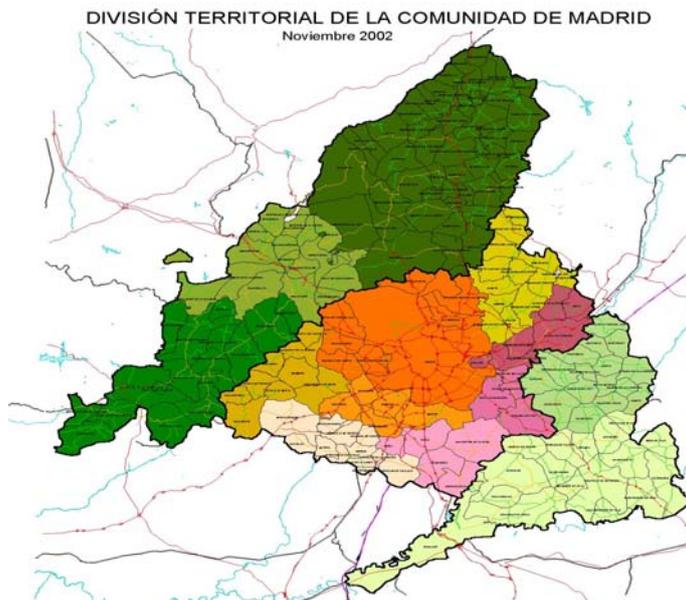


資料: EUROSTAT ([http://europa.eu/abc/maps/index\\_en.htm](http://europa.eu/abc/maps/index_en.htm))

(市郊外部に多い人口)

行政面では、マドリード州は、1県で1州を構成し、マドリード市を含む 179 の市町村からなる。マドリード市は 21 の区からなる。

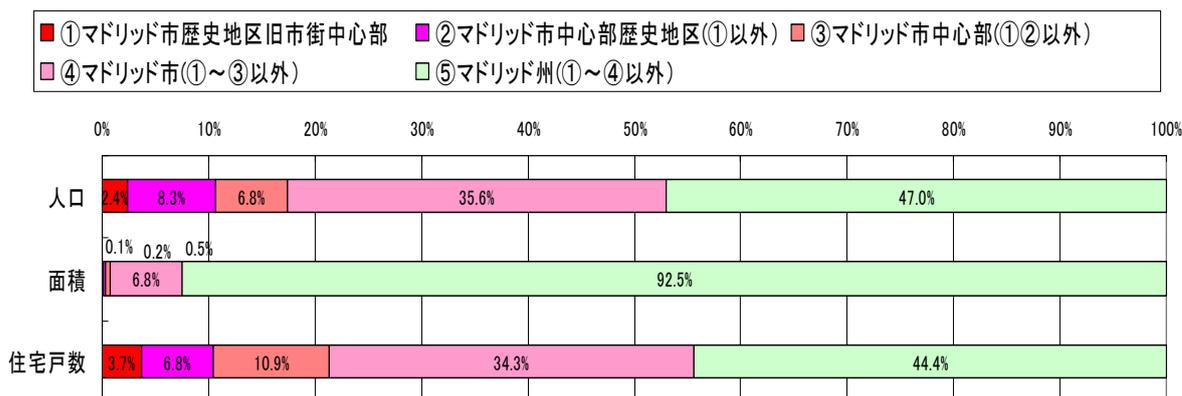
マドリード市の市域は州の面積の 1 割にも満たないが、州の人口の半分以上を占める。マドリード州の人口の 3 割以上がマドリード市の郊外部に、半分弱は、マドリード市以外の市町村に居住し、市の中心を除くと人口密度は低い。



図表：マドリード州の行政区分 資料：マドリード州資料

図表：マドリード市・州等の人口等

	マドリード州	マドリード市	マドリード市中心部	マドリード市中心部歴史地区	マドリード市歴史地区旧市街中心部
人口	6008183	3,187,062	1,047,455	638089	141396
面積 (ha)	803,010	60,580	5850	2,215	523
住宅戸数	2,478,145	1,378,873	529,615	260,000	91,186



資料：マドリード市資料により作成。

## ② マドリード都市圏の発展の経緯

(好不況のサイクルに左右された都市開発)

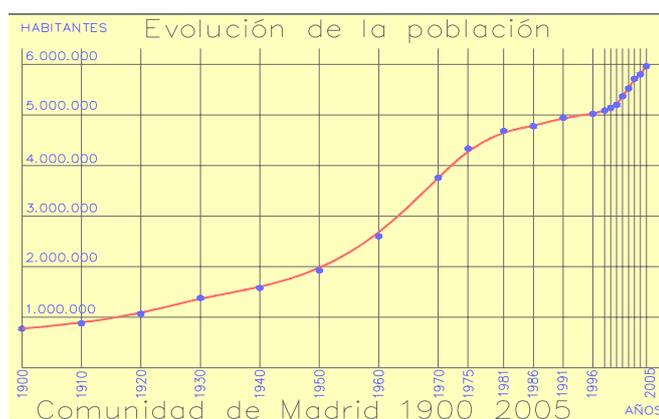
マドリードは、既に 1900 年には人口 75 万の大都市圏であった。20 世紀を通じて都市は発展するが、1992-1994 年以降、経済危機の時代を迎えると、空間開発の焦点が変わり、それ以前の土地利用は見直され、以前との連続性が失われた。この時代に公園整備等が重視された結果、南部では、例えばアルコールコンにおいて、公園、大学、病院、社会住宅、流通センター、鉄道、ゴルフ場等の開発が行われた。民間の投資は期待できない時代に、これらは公的資金によりほぼ実現したが、以降、民間の投資意欲が回復すると、南部は急速に発展し、人口が南部のコリドーに増加することとなる。

(欧州連合加盟により加速する都市の発展)

マドリードは、1990 年代半ばから欧州の中でも最も大きい人口増加と経済成長を達成した。特に 1990 年代後半からは、外国人労働者の急速な流入もあいまって、マドリード都市圏は、規制的な時代に作られた計画をよそに、急速に開発が進んだ。1997 年以降は住宅価格が高騰し、2006 年に至るまで不動産ブームが続いた。過去 5 年で急速に本来、保全すべき地域も開発されたとの指摘もあった。

1995-2005 年の間、年平均 3.7%の経済成長率（スペインは 3.3%）、人口は 2000-2006 年の間に 15.4%増加した。この間、南米諸国を中心とする人口流入が 495 000 人と、人口に占める割合が 5.7%から 13.3%へと急増した<sup>30</sup>。マドリード州は、人口当たり大学就学率は高く、大卒の高質労働者を低賃金で雇用できることはメリットと見ており、これにより外資系企業の進出も進んだとする。

図表：マドリード州の人口の増加



資料：マドリード州政府資料

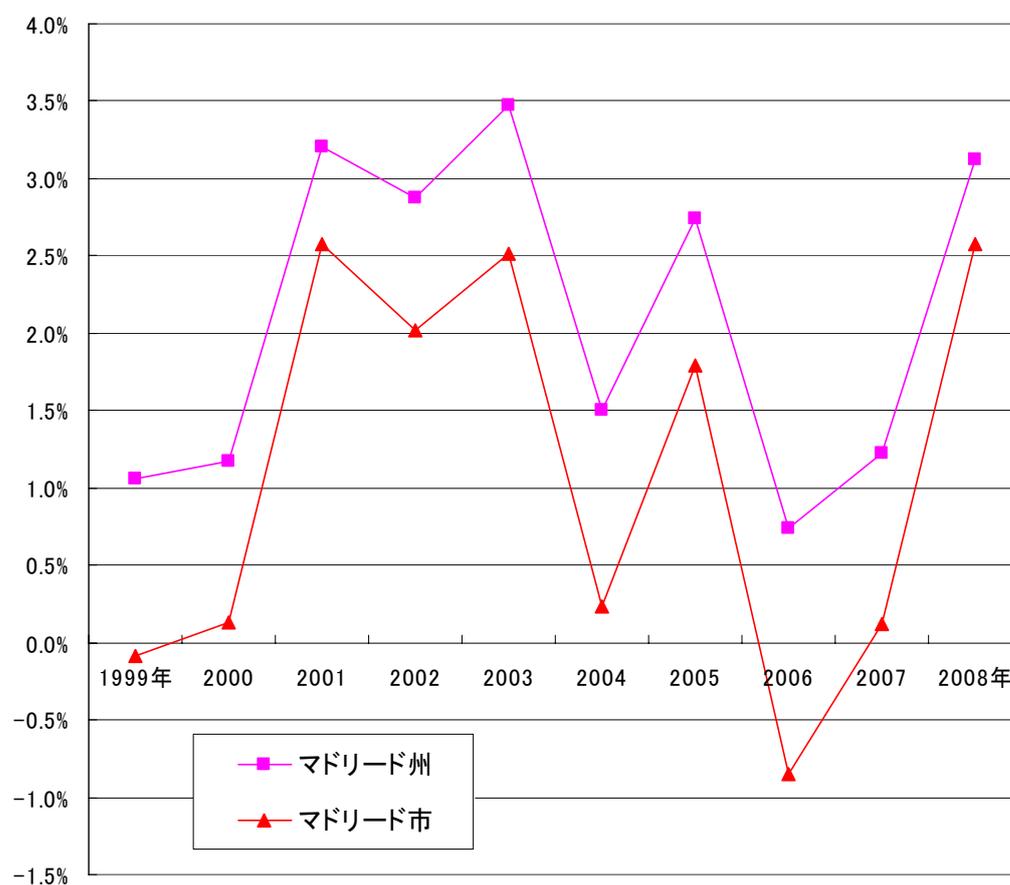
<sup>30</sup> OECD (2008) "OECD Territorial Reviews: Madrid, Spain"

(州を超えて拡大するマドリード都市圏)

マドリードの都市構造は、パリと同様、中心から地方への放射状に都市が発展している。トレド街道、バレンシア街道、アンダルシア街道、バルセロナ街道、ブルゴス街道等、6-7本の幹線道路沿いに均質的に都市が発展してきた。

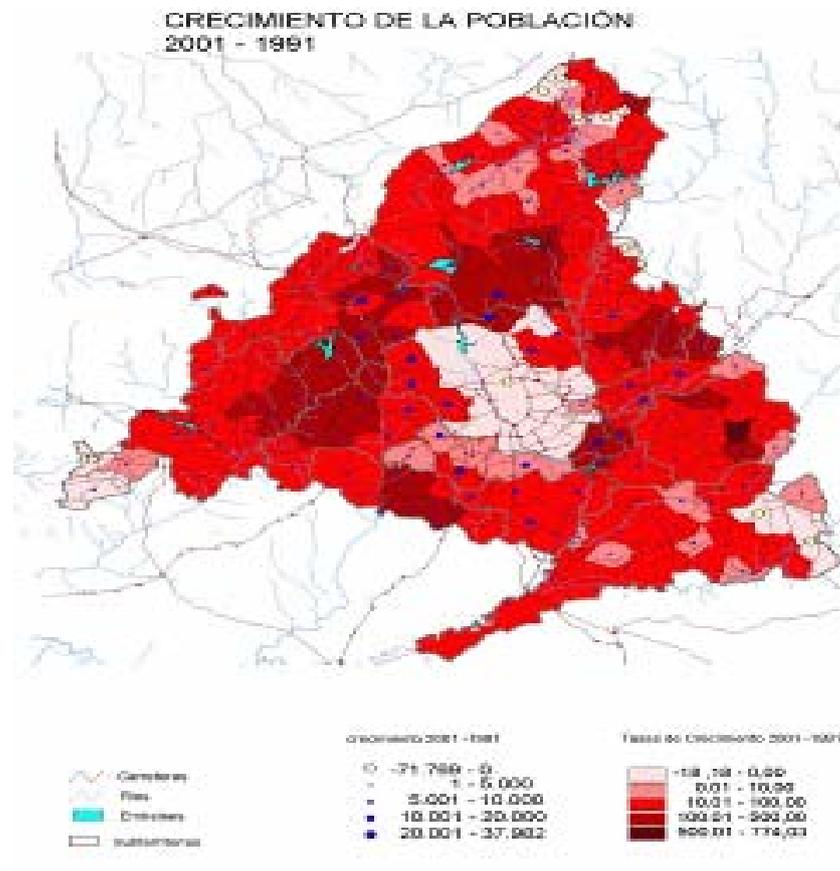
最近の人口増減率をみると、マドリード市よりも、マドリード県が常に上回って増加している。さらに、高速鉄道の整備により、マドリード都市圏は、マドリード州の範囲をも超えるようになり、カスティーリャ・ラマンチャ州の州都トレド及び同州のグアダナハラ（マドリードから約60km）も30分圏になり、カスティーリャ・レオン州のセゴビア県（マドリードから約87km）なども含めて、通勤圏を形成するようになった。

図表：マドリード州及びマドリード市の人口増減率（1999-2008）



資料：スペイン国立統計研究所

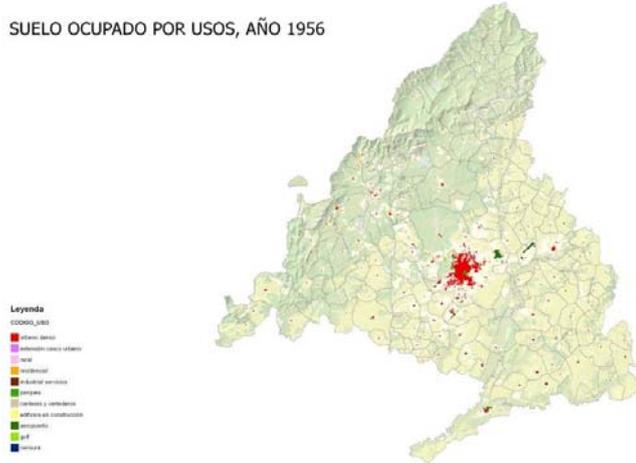
図表：1991－2001 年間の人口増加



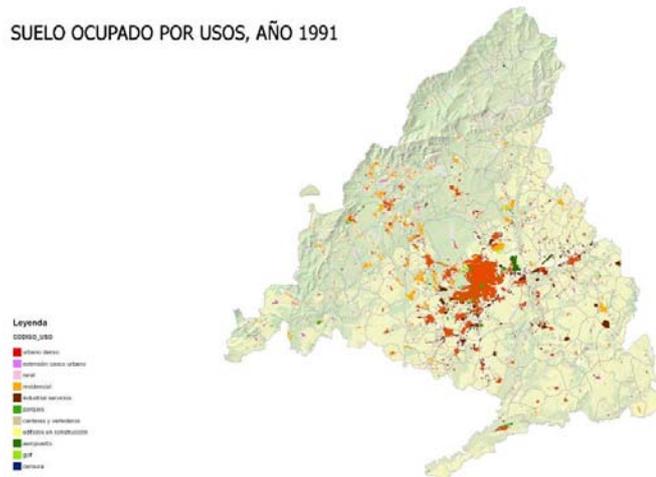
資料：マドリッド州資料 (Comunidad de Madrid, Dirección General de Urbanismo y Estrategia Territorial, Consejería de Medio Ambiente y Ordenación del Territorio,)。以下、28、29 頁についても同じ。

図表：マドリード州の土地利用の変遷

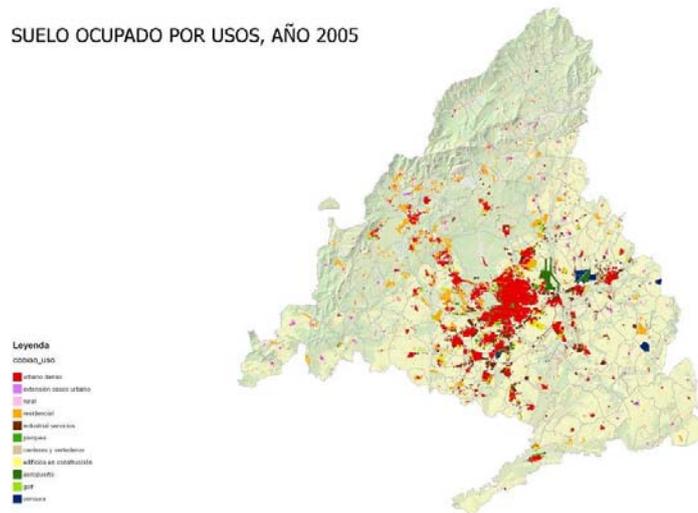
SUELO OCUPADO POR USOS, AÑO 1956



SUELO OCUPADO POR USOS, AÑO 1991

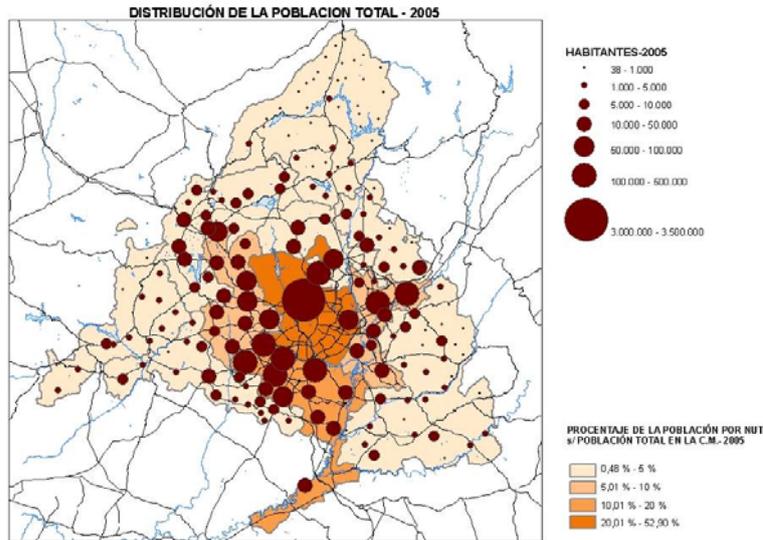
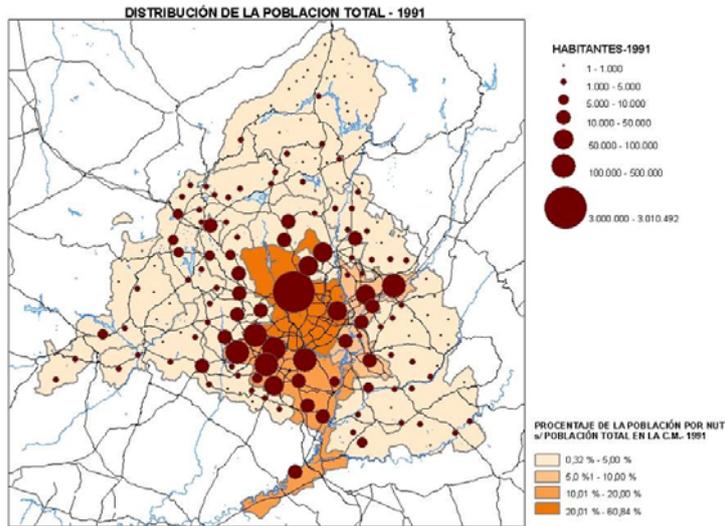
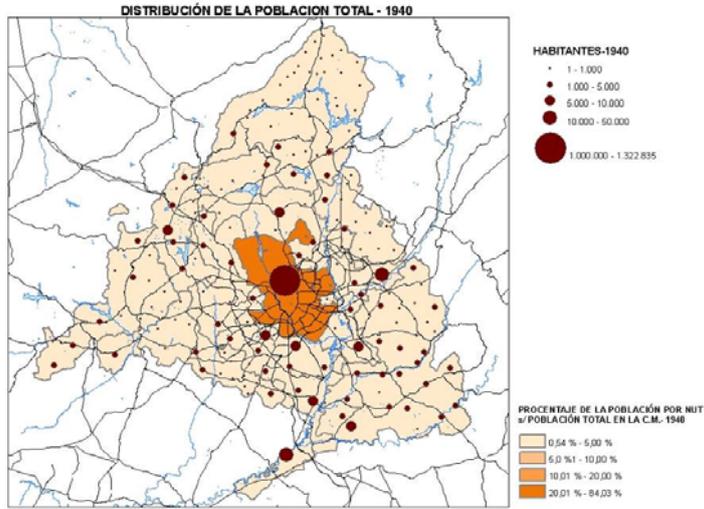


SUELO OCUPADO POR USOS, AÑO 2005



資料：マドリード州資料

図表：マドリード州の人口集積



資料：マドリード州

## 2) マドリード自治州の空間計画

### ① マドリードの空間計画制度

マドリード州においては、空間整備に関する基礎的な法律として、「1995年3月28日空間・土地及び都市政策法<sup>31)</sup>」が制定されており、空間計画行政はこれに基づく。マドリード州においては、州レベルの空間計画と、都市計画の双方について一つの法律に定めている。

同法によれば、空間計画については、以下の3つの計画からなる（第14条第1項）。

- ・ 州空間戦略計画 (El Plan Regional de Estrategia Territorial)
  - ・ 空間行動調整プログラム (Los Programas Coordinados de la Accion Territorial)
  - ・ 自然環境及び農山村整備計画 (Los Planes de Ordenacion del Medio Natural et Rural)
- 「州空間戦略計画」は、マドリード州の地域全体の整備・組織の基本となる事項を定め、その戦略的目標は、地域整備に関わる全ての政策手段又は計画の目安となる枠組みを定めるものであるとする（第14条第2項）。
- 「空間行動調整プログラム」は、「州空間戦略計画」の枠組みの中に、土地を利用し、地域に重要な影響を与える行政の活動を関連づけるものであり(第14条第3項)、財政面にも関わるものである。
- 「自然環境及び農山村整備計画」は、市町村を超えた地域について、地理的、地形的、農業、牧畜、林業、景観、エコロジーの観点からの、地域の価値と特色を、「州空間戦略計画」を環境面から発展させ、保護、保全、向上させることを目的とするものである（第14条第4項）。

### ② 「州空間戦略計画」の内容等

州全体を対象とした総合的な性格を有する「州空間戦略計画」について、さらに詳しく法の規定をみると、計画事項としては、以下の内容を含むものとされている（第15条）。

- 戦略目標、方策、問題、地域の可能性
- 州内の区域のシステム、地域の機能等の整備、以下を考慮したインフラに関する事項
  - ・ 都市集積、インフラ、経済活動の空間的構造を総合した州全体の計画
  - ・ 保全すべき自然・農村空間の指定
  - ・ モビリティ計画
  - ・ 地域の住宅政策
  - ・ 通信、高圧線、石油・ガスパイプライン、を含む地域の基礎的インフラ
  - ・ 支援、施設、サービス
  - ・ 建築的、文化的に保全すべきもの
- 「州の利益のための区域」及びその各々の目的、内容等

<sup>31)</sup> Ley 9/1995, de 28 de marzo, de Medidas de Política Territorial, Suelo y Urbanismo)  
<http://gestiona.madrid.org/wleg/servlet/Servidor?opcion=VerHtml&idnorma=521&word=S&wordperfect=N&pdf=S>

- 以下の事項を考慮した市町村の整備計画及び州戦略計画の調整の原則
  - ・インフラ・サービスに鑑みた人口増加、土地利用の大きさ
  - ・市町村の間の、社会住宅、経済活動、インフラ、施設・サービスの分配からみた連帯と補完性の指標
  - ・地域の特色、環境的な価値に即した都市集積の開発の方式の方向性
- 「空間行動調整プログラム」及び「自然環境及び農山村整備計画」を策定すべき地域、分野等

③ 策定手続き

「州空間戦略計画」の策定手続きについては、まず、戦略州計画の策定は、マドリード議会又は(及び)州政府が計画策定を決定する。都市計画審議会が承認した当初案は、官報及び新聞最低一紙に2ヶ月以上意見募集に付すことを明示し、公告される。

また、同時に様々な関係主体のヒヤリングに付す。計画は最終的には、マドリード議会による法律及び政府の決定により、定められる。

### ③「州空間戦略計画」の策定経緯

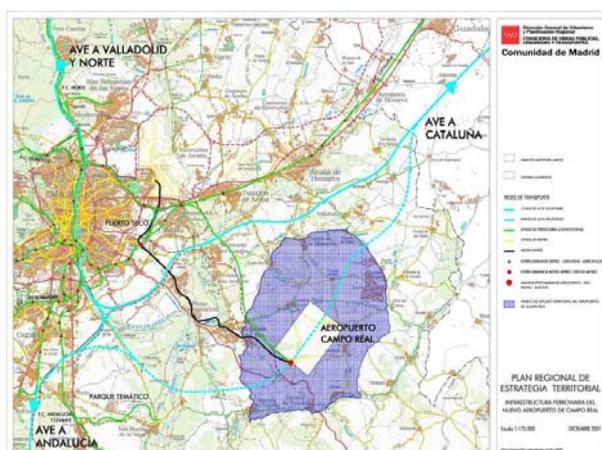
マドリード州においては、過去にも1980年代に州の空間計画の策定作業が行われている。また、1997年には州空間戦略計画の基礎となる文書が承認されている<sup>32</sup>。

これは、マドリード大都市圏を、その中心部と南部、南西部の人口稠密な地域を中心とする周辺地域を結ぶ高速道路網と、緑地からなる一体的な都市地域へと作り変えることを企図するものであったが、個別のインフラ整備に言及するに留まり、長期的な空間開発のヴィジョンを欠いていたとの指摘もある。<sup>33</sup>

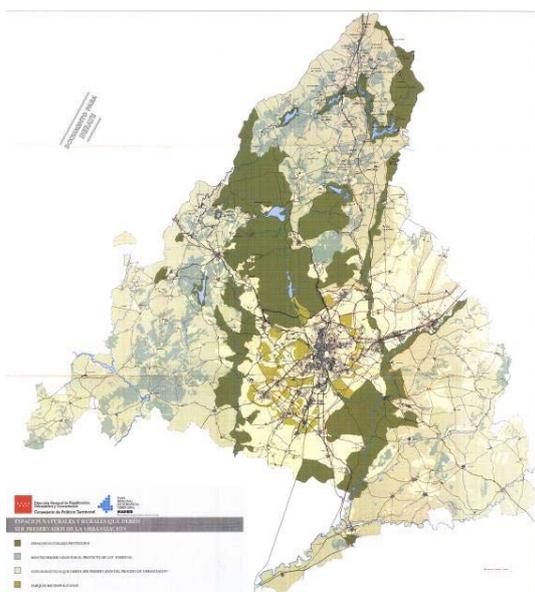
その後、1990年代末からのマドリード都市圏の急速な拡大を反映した州レベルの空間計画は、未だ策定されていない。

図表：マドリード州の空間戦略地域計画関連地図の例（マドリード州資料）

#### ①1986年



#### ②1995年



<sup>32</sup>環境・農村・海洋環境省

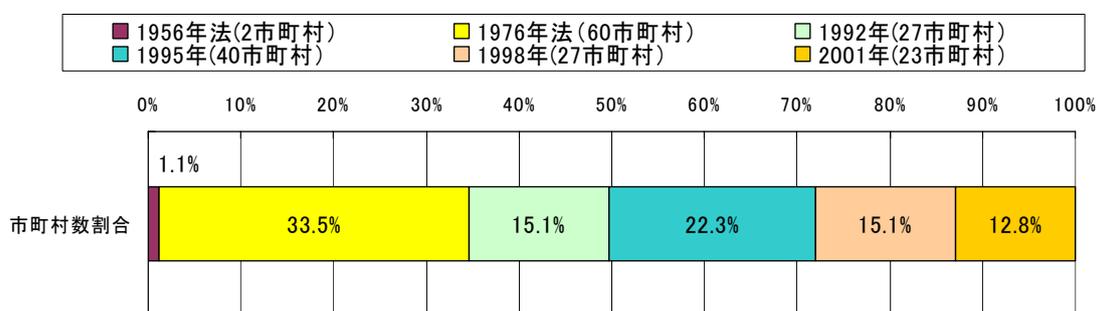
<sup>33</sup>OECD(2008) *OECD Territorial Reviews: Madrid, Spain* p.224

#### ④ 背景としての土地法改正

(市町村毎に異なる都市計画の根拠法)

州の空間計画は、州内市町村の都市計画等と密接に関連するが、市町村の都市計画の考え方の基礎となる国の土地法制が数字にわたり改正され、時々土地法に応じて基本的な考え方が規制的な考え方から、規制緩和的な考え方と、大きく変わったという背景があった。このため、マドリード州内の市町村の都市計画は、各々市町村毎に、異なる時代の土地法、異なる考え方に影響され、これら、基本的考え方の異なる市町村の都市計画を総合し、州の空間計画の方向性を見定めていく困難があった。

図表：根拠とする国・州の土地関連法制別市町村計画数



資料：マドリード州資料により作成。  
注：1995年及び2001年は州法

(マドリード市のマスタープラン)

なお、マドリード市の都市計画については、同市におけるヒヤリングによると、以下の通りである。

1940年代に、最初の都市計画が策定され、周辺地域との連携も考慮されたが、実現はできなかった。

1960-70年代に、スペイン国内からの、マドリードへの人口集中が無秩序に起こった。

1985年になって、漸く構造的に一体的な都市をめざし、極めて規制色の強い計画が策定された。この12年後、1997年のマスタープランが現在でも基本となっているという。

## ⑤マドリード都市圏の空間整備上の課題

以下では、マドリード州及び市政府における議論から把握された、マドリード都市圏における空間政策上の課題、近年のマドリードの急激な都市発展のパターンとの関連した課題を列挙する。

### <空間計画上の課題>

#### ○ 計画策定上の手法

計画策定には、リーダー、社会、専門家の三者の意見を十分に反映していく必要があるが、スペインは、ラテン文化の国であり、リーダーのイニシアティブが比較的大きく、市民参加という面では、未だ欠けている面もあると考えられる。

#### ○分散型の発展と土地法

マドリード大都市圏の拡大のパターンの特徴としては、コンパクトな人口集積が、マドリード周辺で急速に形成され、分散的に増加したことがあげられる。すなわち4千戸程度の住宅地がそここにでき、各々の単位の中では整合しているが、全体としての計画性はない。住宅と商業センターといった、極端な単機能住宅開発もみられる。

分散型発展の背景としては、規制緩和的な国土整備の制度があげられる。18%の土地が開発可能であり、マドリード州は倍の人口を収容できる。前述したとおり、国の土地法が10年周期で変更されてきた経緯があり、個々の市のマスタープランが各々異なる土地法に対応している。

#### ○インフラ整備における中央政府と基礎自治体の調整の問題

幹線鉄道沿いに都市開発を行う場合にも、例えば古い集落があった場合、人口5-10万に達すると鉄道がペイラインに達するといった考え方がある。そこで、人口10-12万人の町に発展させることを目指すことが考えられるが、各市長が独自に整備を始めたことにより、必ずしも人口10万-20万規模を想定したインフラ整備がなされず、中央政府のインフラ整備計画と、市町村の都市計画が整合しないことが問題となった。

#### ○公共交通網

地下鉄網は人口当たり距離で見れば発達しているなど、公共交通の利用は急速に発展しているが、未だに自動車利用には負けている。また、徒歩と自転車の促進も進めている。

#### ○近年の住宅開発面での需給の調整の問題

20-45歳の人口も多く、今のところ他欧州都市と比較すると高齢者層は少ない。約90万個の住宅建設が進む一方で、現在、約20-30万個の住宅・空き家が残っている。建設業者が融資を得るには、建設を続ける必要がある。同時に市町村の財政も、住宅を建設し続けないと破綻するため、空家が増加しているにも関わらず、市町村は住宅供給を見込んでいる。

## ○自然保護の必要性

他の大都市と比べたマドリードの特色として、首都のすぐ近くの自然があり、保全地域の面積が多いことがあげられるが、近年の乱開発で、保護すべき地域も開発された(例えばカニャーダスと呼ばれる放牧家畜が季節によって南北に移動する家畜道などは保全されている。)

## <その他最近の課題>

### ○移民の急増と最近の情勢

マドリードには、もともと移民は少なかったが(96年に9万5千人)、2000年以降、国外からの移民が急増した(ルーマニア人、エクアドル、モロッコ)。最近の経済発展により、100万人が急速に流入し、その影響で出生率も上昇した。多くの建設企業は、移民に依存してきたが、最近の経済危機により、移民の帰国も課題となっている。

### ○マドリード市の観光・国際交流政策

マドリード市は国際的なネットワーキング、観光客誘致に熱心であり、市の戦略として、日本人、中国人を含む観光客誘致に取り組むため、アジア・太平洋地域との国際交流促進のための施設、カサ・アジア(本部はバルセロナ)<sup>34</sup>の建設、「日本計画、El Plan Japon」として、日本人誘致のキャンペーンも行っている。これに限らず、マドリードの首都としての、経済開発戦略と、空間戦略の連携が今後、大都市圏としての競争力を高めていく上での課題となろう。

### (拡大する首都圏と空間計画上の課題)

首都マドリード市を含むマドリード自治州は、州レベルの空間計画の策定の試みは80年代、90年代にみられたものの、都市圏の急成長の時代にあって、広域的な空間ビジョンが秩序ある発展に寄与する状況とは程遠かった。不動産バブルの時代を経た、今後の空間整備の方向性も興味深い。

さらに、首都の通勤圏は既に州を超えており、今後、州内はもとより州を超えた調整をどのような枠組みの元に進めていくことが可能か、また、欧州有数の大都市圏としての競争力強化の取組とどのように多部門の政策との連携を深めていくことが可能か、今後も空間計画の課題は多いと考えられる。

<sup>34</sup> カサ・アジアのウェブサイト <http://www.casaasia.es/>

## (5) カスティーリャ・ラマンチャ自治州

### 1) カスティーリャ・ラマンチャ自治州の現状

(地理的条件等)

カスティーリャ・ラマンチャ州は、イベリア半島の中心に位置し、マドリード州を含む7つの自治州と隣り合っている。

面積は 79,461 k m<sup>2</sup>(国土の 15,7 %)、平野部と山岳地帯からなり、平野部は約 8%を占める。

自治州は5つの県(アルバセテ、シウダード・レアル、クエンカ、グアダラハラ及びトレドの各県)、919の市町村からなる。人口 1,000 人未満の小さな市町村も多く、市町村数はスペイン全体の 11,3 %を占める。

人口は州都トレドのほか、一定の地域に集中している(例: La-Sagra, Almansa, Coureur de le Henares)。

図表: カスティーリャ・ラマンチャ州の5つの県



資料: カスティーリャ・ラマンチャ州資料

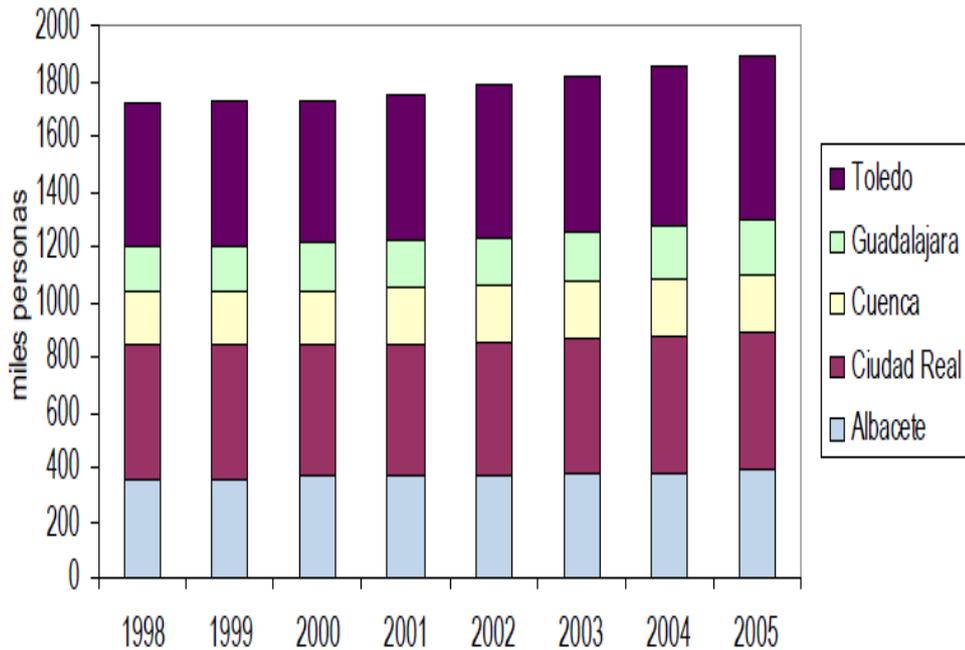
(近年の人口増加)

2005年のカスティーリャ・ラマンチャ州の人口は、1,894,667人となっており、スペインの人口の4.3%を占める。

1998年より、人口は年間平均1.24%増加し、特に2001年以降、増加率が高まっている。増加の背景には外国人の増加が見られる、2001年から2005年の間に外国人住民数は27,873人から115,223人へと33%増加した。

特に増加が多かったのは、グアダラハラ県(年間平均3.1%)であるが、一方、シウダードレアル県は、最も低く0.5%にとどまった。

図表: 県別にみた人口増加の状況(1998-2005)



図表: カスティーリャ・ラマンチャ州における外国人の増加と人口増加率

Castilla-La Mancha						
	2.006	2.005	Incremento		Contribución al incremento total	En porcentaje
<b>Población total</b>	1.924.200	1.894.667	29.533	1,56%	1,56%	100%
<b>Extranjeros</b>	126.500	115.223	11.277	9,79%	0,60%	38%
<b>Nacionales</b>	1.797.700	1.779.444	18.256	1,03%	0,96%	62%

Fuente: Instituto de Estadística de Castilla-La Mancha y elaboración propia

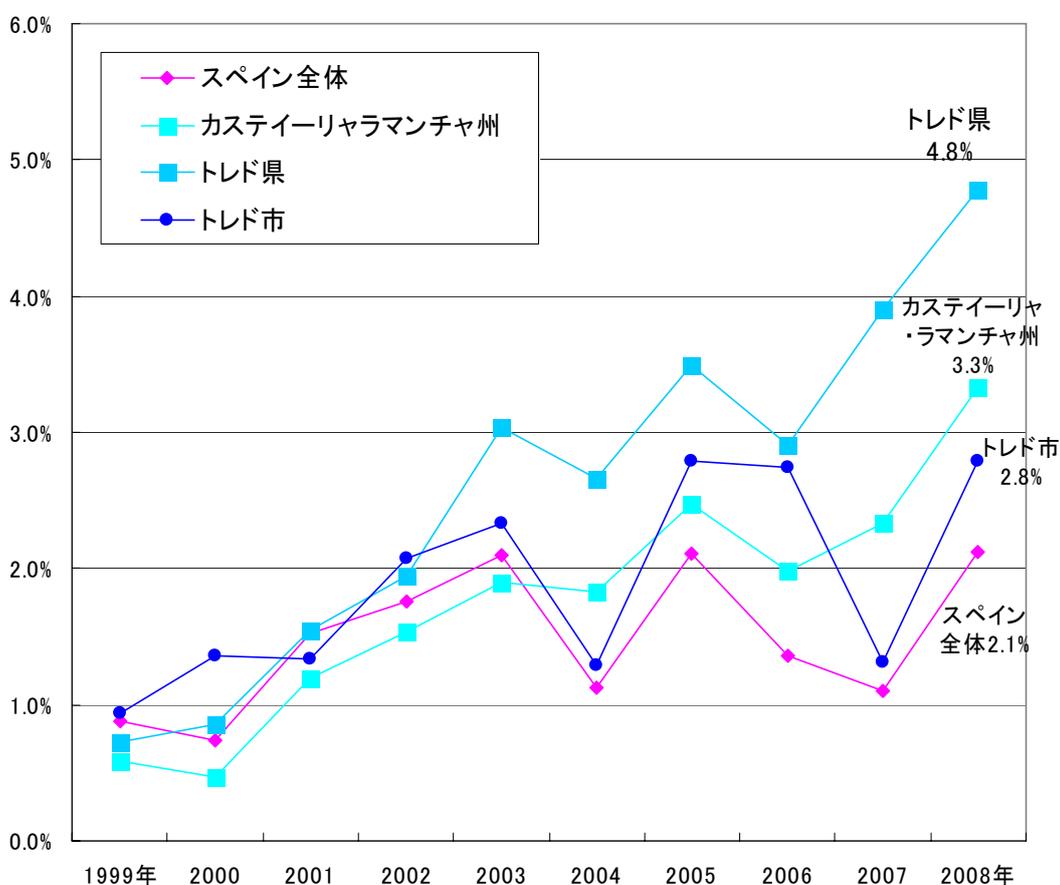
資料: カスティーリャ・ラマンチャ州資料

(成長の著しいトレド周辺)

州都トレド市は、ユネスコの世界遺産にも指定されている歴史都市である。

2005年11月にマドリードートレド間に高速鉄道が開通し、両都市間80kmを約20分で結ぶようになったこともあいまって、欧州の中でも、近年際立って人口が増加した都市の一つである。人口増加率は、2003年以降は、トレド市よりも周辺を含むトレド県が上回る。

図表:カスティーリャ・ラマンチャ州の人口増減



資料：スペイン国立統計研究所

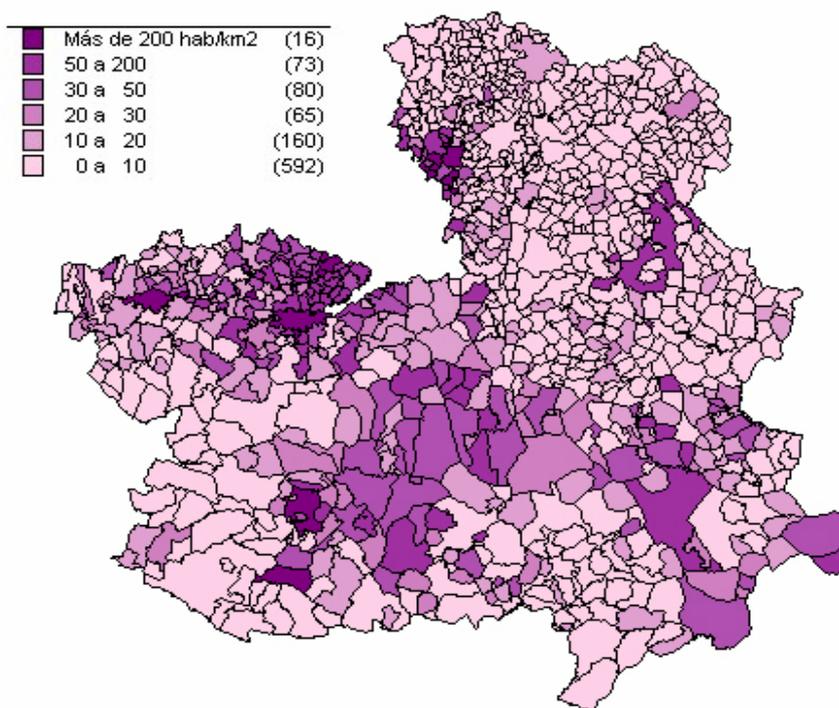
(低い人口密度、マドリード周辺とそれ以外の地域の差)

このような人口増加にも関わらず、自治州の人口密度はスペインでは最も低い(23.9人/km<sup>2</sup>、2005年、スペイン平均:87.3人/km<sup>2</sup>、欧州連合25か国:115.7人/km<sup>2</sup>)。

地域別に見ると、マドリード州に近い地域、Henares (Guadalajara)、la Sagra (Tolède)は人口密度が高く、トレド周辺の Pont de le Archevêque (1.477 hab/km<sup>2</sup>)、グアダラハラ周辺の Azuqueca de Henares (1.224 hab/km<sup>2</sup>)などは、1.000人/km<sup>2</sup>を超える。

近年の人口増加に伴い、都市化の進んだ地域と農山村部の乖離が際立つようになり、マドリードの影響のある地域、国道沿いに産業が立地し、都市集積が際立っている。

図表:カスティーリャ・ラマンチャ州の人口密度(市町村別)



資料:カスティーリャ・ラマンチャ州資料

## 2) カスティーリャ・ラマンチャ自治州の空間計画

### ① 空間計画に係る制度

(一つ法律で空間計画・都市計画を定めるカスティーリャ・ラマンチャ州)

州の空間計画制度の特徴としては、マドリード州と同様、空間計画とともに、都市計画制度を同一の法律で定めていることがあげられる。

根拠となる州法は、「地域整備及び都市活動法 (LEY DE ORDENACIÓN DEL TERRITORIO Y DE LA ACTIVIDAD URBANÍSTICA、LOTAU、1998 (2004年に改正。))」である。

地域整備及び都市活動法第17条の定める、カスティーリャ・ラマンチャ州の空間計画・都市計画等の体系は、下図のとおりである。

図表：カスティーリャ・ラマンチャ州の空間計画・都市計画等の体系

策定主体	計画等の名称
市町村を超える計画	地域整備計画 (PLANES DE ORDENACIÓN DEL TERRITORIO、POT) 総合的或いはセクター別の性格を有し、下位の空間的な地域の異なる政策ツールを作成するための地域の調整の方針を示す計画
	単一的な事項に係る計画
市町村の計画	市町村整備計画 PLANES de Ordenacion Municipal (POM Y PDSU) 土地利用、都市的土地地用、都市整備、農村地域整備等に関する計画
	部分計画
	保全される不動産及び地域の目録 文化的社会的価値のある自然空間、不動産の保全に関する規則を定めるもの。
	詳細調査
特別な計画	

資料：カスティーリャ・ラマンチャ州資料及び地域整備及び都市活動法条文より。

### ② 州の地域整備計画 (PLANES DE ORDENACIÓN DEL TERRITORIO、POT)

(「州地域整備計画」に期待される機能)

「州地域整備計画」は、州全域を対象とするものであり (第18条第1項)、州の地域の合理的で、均衡ある整備の、地域のモデルと方法を示し、その他スペインの地域においても、地域を互いに連携し統合するよう努めることを目的とする<sup>35</sup>。

「州地域整備計画」に期待される機能としては、以下の3点があげられている<sup>36</sup>。

- 市町村の計画、特に、特に、都市システムの均衡の実現、持続的開発の観点からその転用に関連して、整備すべき土地を適合させ、農山村を合理的に整備することを目指す計画の形成のための、一般的な調整の目的及び指標を示すこと。
- セクター別の行政の活動、特に、交通通信、インフラ、エネルギー、水利その他市町村を超える公共サービスを、実現することができるように、地域の特性に応じた目的、及び空間的両立性の指標を示すこと
- 行政機関又は州の利益のための活動や事業のために、全ての種類の土地について、正確な空間的予測を示すこと

<sup>35</sup> artículos 8, 9, 10 y 11 del Decreto 248/2004, de 14-03-2004

<sup>36</sup> カスティーリャ・ラマンチャ州空間計画ウェブサイト：<http://www.potcastillalamancha.com/>

### ③ 空間計画の策定の状況：二層の空間計画

(最初の州レベルの空間計画策定の取組)

空間計画について、独裁政権時代には、中央政府及び都市計画権限を有する基礎自治体のみが関わり、州の役割はなかった。1978年に国政が大きく変わってからは、自治州が空間整備を所管することとなった。

カスティーリャ・ラマンチャ州においても、1998年に定めた地域整備及び都市活動法に基づき、現在、州レベルの空間計画策定を行っているが、自治州として州全体の空間計画を策定することは、最初の試みである。

州は、計画策定作業を進める中で、以下の二層の計画を策定することとした。

#### i) 州全体の計画 (POT Regional)

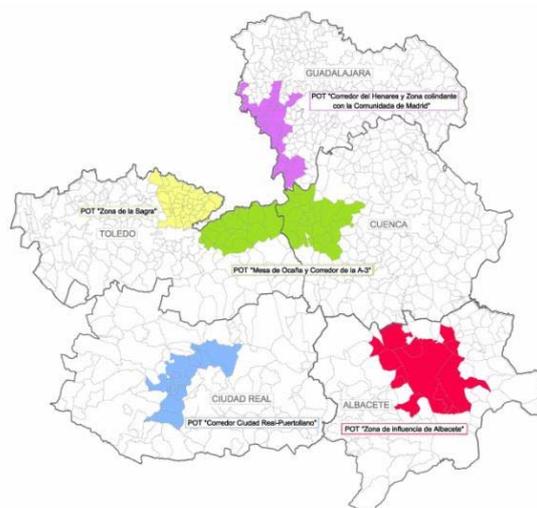
州全体(80.000 k m<sup>2</sup>、919市町村)を対象とする計画。これは農山村を含んだ全体計画で、2033年までの25年間の長期計画となっている。

#### ii) 5つの部分的計画 (POTs subregionales)

都市化が著しい5つの地域について、各々計画を策定している。これらは、マドリド都市圏の急速な成長の影響を直接受けている地域(3地域)及び地方部の2つの都市地域に係るものである(下図及び次頁参照)。

なお、この5地域以外の農村地域等については、州全体の計画で扱うこととなる。

図表：5つの計画の対象地域



<b>●マドリド周辺の三地域</b>	
エル・エナレス・コリドー及びマドリド市隣接地区地域整備計画 (Guadalajara)	33市町村、人口175.000人以上
サグラ地区地域整備計画 (Toledo)	35市町村、人口137.000人以上
メサ・デ・オサーニャ及びde A-3高速道路沿いコリドー地域整備計画	43市町村、合計7万人 ・TABLE DE OCAÑA地域の14市町村、人口40.000人(Toledo) ・CORRIDOR OF THE TO-3 (Cuéncara)の29市町村、人口は30.000
<b>●地方部の二地域</b>	
シウダード・レアル、プエルトジャーノ・コリドー地域整備計画 (Ciudad Real)	13市町村、人口166.000人、シウダード・レアルの空港及びレジャーパークの影響を受ける地域
アルバセテ都市圏周辺整備計画	11市町村、人口194.000人

資料：カスティーリャ・ラマンチャ州ウェブサイトより。

#### ④ 州の空間計画策定を進める上での主な課題

(情報開示、市民への説明に努める州)

カスティーリャ・ラマンチャ州においては、市町村の都市計画策定の経験はあっても、州レベルで広域の計画を策定するのは今回が最初の経験である。こうした中で、州は、異なるレベル・主体間の調整、さらに特に市民参加と情報開示の重要性を強く意識している。

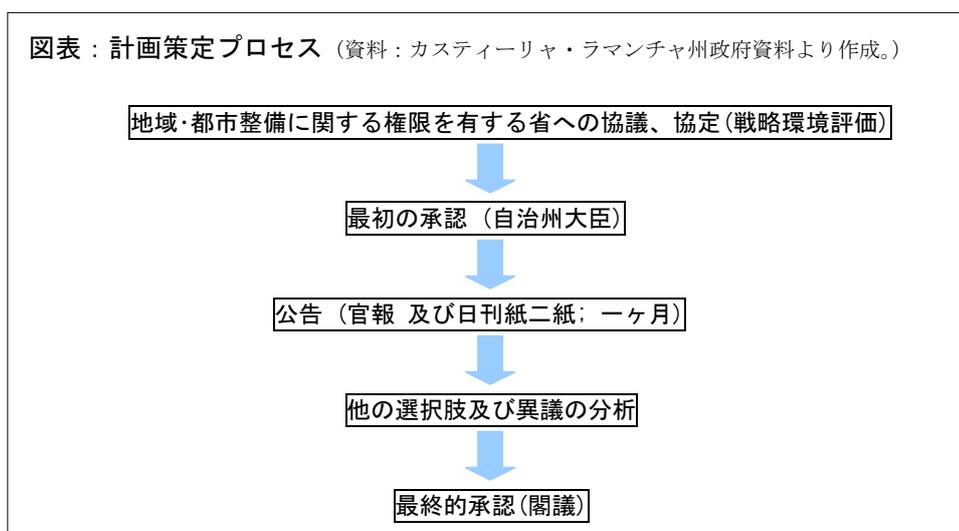
すなわち、生活に密接な環境をよりよくするために策定されるものであることから、従来積み重ねてきた市町村レベルの計画策定の経験を活かし、市民に対する説明・調整・合意、情報提供に努めているという。市町村の都市計画は、市民に対して十分説明し合意形成が必要と認識してきており、手続きの透明性、情報公開を意識しており、その経験はあるとする。国のインフラに関する情報も含めて、市民に情報が知られていることが重要ととらえている。

また、調整に関しては、州の計画は、国のインフラ等の計画と、市の都市計画等の中間の位置づけられるが、例えば、水源、水供給面で、市町村レベルの水の取り合いが見られる。このため、特に、隣接都市間の調整は重要であるとする。

<計画策定上の課題>

- 段階：州、郡(又は広域区、コマルカ)<sup>37</sup>、市町村の3段階による計画策定に努める。互いの権限を侵すことは避ける。
- 均衡：増加を想定する際には、当該サービスの供給及び質の水準はどの程度か、どのように増えるのか検討。
- 調整：一つの特定の機関によってではなく、ここで扱うべき特定課題(例：水、市町村を超えた設備)についての対立を解決するための方法を提供する。
- 異なるレベルの調整：隣接地方団体間、同一地域に影響を及ぼす異なる政策分野の調整
- 情報：意志決定には市民の参加を活発に巻きこむ。そのための計画策定の情報システム及び計画のフォローアップのための参加型のシステムを始動させることが必要。

図表：計画策定プロセス (資料：カスティーリャ・ラマンチャ州政府資料より作成。)



<sup>37</sup> 複数の市町村からなる広域区(郡)。基本的には自治州が必要に応じて設置するものであり、その統括は自治州政府によるものである(自治体国際化協会(2002))。

⑤ 計画の策定状況と今後の見込み

(2009-2010年の策定を見込む州の計画)

カスティーリャ・ラマンチャ州は、2005年に州としての空間計画の策定に着手し、テーマ毎の意見交換を始めた。

策定準備作業として、様々な調査、推計等もった。州内の919市町村を約150に分け、環境、水、交通について地域の評価を行った。また、将来予測について、人口について3つのシナリオを作成しその影響を分析した。

既に州は当初案を策定し、環境影響評価<sup>38</sup>の段階にあるという(2009年2月現在。)

今後は、州政府内、中央政府の事前承認手続き等を経て、最終的な計画の決定は、2009年9月頃、或いは、場合によっては2010年と見込んでいるとのことであった。

図表：計画と環境に関する手続き・スケジュール（一部）

TRAMITACIÓN URBANÍSTICA Y AMBIENTAL DE LOS POTs

2008		2009			
3T	4T	1T	2T	3T	4T
<b>POT REGIONAL</b>		Aprobación Inicial		Aprobación Definitiva	
ANÁLISIS Y DIAGNÓSTICO	HIPÓTESIS / ANÁLISIS ALTERNATIVAS	DOCUMENTO APROBACIÓN INICIAL	ALEGACIONES	DOCUMENTO APROBACIÓN DEFINITIVA	
Mesas temáticas	Publicación conclusiones mesas temáticas	Participación pública y sesiones de trabajo con DG	Exposición pública		
	Redacción Documento de Inicio (DI)	Publicación DI Redacción Informe Sostenibilidad Ambiental (ISA)		Memoria Ambiental (MA)	
<b>POTs SUBREGIONALES</b>		Aprobación Inicial		Aprobación Definitiva	
	Definición de marco de coordinación entre POTs: áreas funcionales (revisión ámbito), modelo territorial, normativa y leyenda planos	REVISIÓN ANÁLISIS Y DIAGNÓSTICO HIPÓTESIS / ANÁLISIS ALTERNATIVAS	DOCUMENTO APROBACIÓN INICIAL	ALEGACIONES	DOCUMENTO APROBACIÓN DEFINITIVA
Mesas temáticas		Participación pública y sesiones de trabajo con DG	Exposición pública		
		Redacción Documento de Inicio (DI)	Publicación DI Redacción Informe Sostenibilidad Ambiental (ISA)		Memoria Ambiental (MA)

資料：カスティーリャ・ラマンチャ州資料

<sup>38</sup> Ley 4/2007, de 8 de marzo, de Evaluación Ambiental en Castilla-La Mancha カスティーリャ・ラマンチャ環境評価法(4/2007)の成立により、環境影響評価が義務付けられるようになった。この法律によって、計画自体とともに、環境持続性報告書、環境覚書を作成し、最も長期にわたる公告をすることが義務付けられた。

## ⑥ 州の空間計画の内容

(州計画の3つの戦略、6つの目標)

カスティーリャ・ラマンチャ州は、州の空間計画の内容の方向性として、現段階において、州は、計画の3つの戦略、計画の目標を、以下のように整理している。

### <計画の3つの戦略>

#### i 地域における保全のネットワークの形成

エコロジカル、文化的、景観、インフラ沿いの予め保全すべき地域、危険からの保護といった、都市化に伴い保全を要する最も脆弱な要素を含む地域における保全のネットワークを形成する。この戦略は農村地域に主に関わるものである。

#### ii 質の高い都市ネットワーク

将来的に都市化する地域が、質の高い都市地域となるよう努め、指標を提示(秩序ある土地利用、水・エネルギーの供給確保、通信手段、適度な密度、質の高い緑地、インフラ設備(特に市町村を超えるもの)。これらは全て、市町村整備計画及びその他の分野別政策を補完する方法による。基本的にこの戦略は、既成市街地又はその周辺に関わるものである。

#### iii 地域的影響を有する活動

行政のイニシアティブであれ、民間のものであれ、地域的な影響を及ぼす活動についての意思決定について、客観的な指標を示す。

### <計画の6つの目的>

以下6つの項目について、分野別に、さらに具体的で詳細な課題、それぞれの目標、指標を整理している。

- 物理的環境、環境の質
- 人口及び住宅地
- インフラ
- 産業システム
- 文化遺産と観光
- 行政組織

#### ⑦ 特に考慮している個別的な課題の例

以下では、空間政策・地域政策上、また、計画策定に関連して留意している事項として、カスティーリャ・ラマンチャ州政府におけるヒヤリングの際に指摘のあった主要な点を列記した。

##### ○州の地域構造上の特色と課題

カスティーリャ・ラマンチャ州の地域構造上の特色は、放射状の構造となっていることである。すなわち、道路、鉄道ともに、首都マドリードに向かって整備されており、全ての都市が交通網へのアクセスが可能ではあるが、州内の都市相互の連絡、大都市間の横のつながり、高速道路、高速鉄道がない。今後の課題は、州内の各都市の横のつながりの強化が課題となる。

##### ○欧州景観憲章(The European Landscape convention)

欧州評議会の欧州景観憲章について、スペインも2007年に批准しこれが、2008年3月に発効したことから、今回は、景観の要素も考慮している。

##### ○欧州の地域的統合 Territorial Cohesion

欧州連合におけるリスボン条約の Territorial Cohesion、2008年10月に公表されたグリーン・ペーパー<sup>39</sup>において指摘されている問題点なども考慮している。

##### ○再生可能エネルギーの利用について

スペイン政府は2010年までに一時エネルギー消費量の12%以上を再生可能エネルギーで賄うことを目標としており、2007年時点で全土の発電設備容量の16%、一時エネルギー供給の10%を風力が占める。風力発電所の立地は多くは北西部ガリシア地方が中心であるが<sup>40</sup>、カスティーリャ・ラマンチャ自治州は、2012年までに再生可能エネルギーへの100%転換を宣言し、注目されている。この趣旨は州内で全て消費するということではなく、州内電力需要に相当する量を、州内で発電できるようにという趣旨である。近隣の州との連携の進め方も課題となろう。

##### ○最近の経済危機の影響

最近の動向として、マドリードで失職した労働人口が州に戻ってきている。また、移民労働者も来ている。農業などに流動的な人口。辛い農業には戻りにくいなど課題は多い。州は、相対的には成長期にあるが、村と都市との関係が崩壊してきている。

州の空間計画は2033年までの長期計画であり、委員会を設置し、3年で見直すこととなっているため、今回の経済危機の影響などはこうした中でも反映していく。

#### (広域的な空間計画の役割は未知数)

カスティーリャ・ラマンチャ州の州レベルの空間計画策定においては、多様な推計、シミュレーション等がわれ、また、州の放射状の地域構造も強く意識されている。一方、計画策定の方法をみると、テーマを限定し調整を試みるなど州の役割を模索している様子も伺われるものの、3層の地方政府の互いの権限を尊重した、現状を前提とする趣旨の計画となっていくのか、州の空間計画が、欧州基金による地域政策をはじめ、他のインフラ政策をつなぐ空間整備の有効なツールとして、地域構造をよりよく変えていくことにも活かされていくのか、今後の展開が注目される。

<sup>39</sup> European Commission(2008) "Green Paper on Territorial Cohesion Turning territorial diversity into strength"

<sup>40</sup> NEDO 海外レポート「スペインにおける風力発電量予測システム」mo. 1031、2008年10月22日

## (6) カタルニア自治州

カタルニア州は、都市計画法とともに、別途、より広域の空間計画に関する法律を有し、現在、その最初の地域別の計画策定に取り組んでいる。カタルニア州は、都市計画制度については、中央政府に対して、独自の姿勢を貫いてきており、国における規制緩和的な土地法制の見直しにも比較的影響されずに、基礎自治体の裁量による開発可能な地域の指定を許す法整備をってきた<sup>41</sup>。州レベルの空間計画策定も、基礎自治体レベルの土地利用計画を基礎にボトムアップで積み重ねる形で策定される性格のものとなっている。また、開発公社的な役割を担う組織、カタルニア土地機構（INCASOL）との連携により、実質的に、空間計画に実効性を持たせている点でも特徴的である。

また、本調査においては、国土政策面での、様々なレベルの地方政府の役割分担についても把握する趣旨から、カタルニア州においては、州政府のほかバルセロナ県及びバルセロナ大都市圏の2つについても訪問しヒヤリングを行った。以下では州及び INCASOL、県並びにバルセロナ大都市圏について記述する。

### 1) カタルニア州の現状

(GDP の 2 割を担うカタルニア州)

カタルニア州は、面積は 31,930k m<sup>2</sup>、海岸線は 580 km に及ぶ。地中海に面し、北はフランス及びアンドラに、西と南は、アラゴン及びバレンシア州に隣接する。

人口は、721 万 508 人（2007 年 1 月）、うち、州都のバルセロナ市は 159 万 5110 人となっている。経済面では、スペイン GDP の 20% を占める。

政治面では、1980 年の最初の自治州選挙以降、23 年間、カタルニア・ナショナルリズムを標榜するカタルニア連盟（中道左派）政権下にあったが、2003 年、左派 3 党連立政権（カタルニア社会党、カタルニア共和左派、カタルニア・イニシアティブ）、2006 年 5 月自治州憲章改正での意見不一致で分裂、2006 年 11 月選挙により、3 党連立政権が再編された。

(小規模市町村の多いカタルニア州)

州は県に分かれ（バルセロナ、タラゴナ、リエイダ（レリダ）、ヒローナ）、このほか、複数の市町村からなる 41 のコマルカ（郡又は広域区）がある<sup>42</sup>。

現在市町村の数は 946 であり、小規模市町村が多いが、人口の 7 割以上は人口 2 万人以上の 445 の市町村に居住する（28 は人口 100 人未満、492 は 100～1,000 人、254 は 1,001～5,000、120 は 5,001 から 20,000、31 は 20,001～50,000、21 が 50,000 人以上）。

<sup>41</sup> 岡部(2004)

<sup>42</sup> コマルカの設置は州の権限に属し、カタルニア州は州の全土をコマルカに区分しているが、全域にわたりコマルカを設置するか否かは州によって異なる(自治体国際化協会(2002))。コマルカの境界は必ずしも国の機関でもある県の境界と一致していない。

## 2) カタルニア州の空間計画

### ① カタルニア州の空間計画制度

(空間計画の根拠法:独立した空間計画法を有するカタルニア州)

カタルニア州は、マドリード州、カスティーリャ・ラマンチャ州とは異なり、州において、都市計画法とは別に、州全体の空間計画のための法律が制定されている。

空間計画の根拠法となるのは、カタルニア州空間政策法 23/1983 (Llei 23/1983, de 21 de novembre, de política territorial) である<sup>43</sup>。

空間計画は、州全体にカタルニア地域全体計画 Plan territorial general de Catalunya (PTG) 及び7つの部分地域計画 Planes territoriales parciales (PTP) からなる。

(その他の計画の体系)

空間計画法はセクター別計画にも言及している。州においては、分野別にインフラ等の計画も策定しており(下図参照。)、これらもまた、州の空間計画にも反映される。これらは州全域について、適用され、各々の分野のインフラ等の将来需要予測、優先度、指標等を示すものである。

一方、都市計画については、別途、都市計画法に基づき、策定されるが、州の空間計画体系は、強い権限を有し伝統のある市町村の都市計画を基盤とし、州レベルの空間計画はそれらを調整して地域のヴィジョンを示すものとして位置づけられる。

図表:カタルニア州における空間計画及び関連する計画<sup>44</sup>

空間計画	全体計画 (1995 年に策定)
	7つの部分計画 (現在策定中。)
都市計画	都市計画法(2002 年)に定める都市基本計画
主要なセクター別計画	バルセロナ大都市圏のモビリティに関する基本計画
	インフラ基本計画 2001-2010 (ATM)
	道路標識改善計画
	カタルニア交通インフラ計画 2006-2026
	土地プログラム 2005-2008
	カタルニア港湾計画
	カタルニア空港・飛行場・ヘリポート計画(2009-2015)
	カタルニア旅客交通計画(2008-2012)
カタルニア自転車戦略計画(2008-2012)	

資料:カタルニア州ウェブサイトより。

<sup>43</sup><http://www10.gencat.net/ptop/AppJava/cat/documentacio/normativa/territori/llei231983.jsp>

<sup>44</sup> カタルニア州ウェブサイト: <http://www10.gencat.cat/ptop/AppJava/cat/plans/index.jsp>

## ② 空間計画

### (空間計画の目的)

州の空間計画は、地域の均衡を目的とし、経済活動をひきつけ、カタルニア住民が質の高い生活を実現するための州の取組の方向性を示すものである。

### (全体計画)

州の空間計画のうち、全体計画については、最初の計画が1995年に策定されている。これは、将来の展望よりは、州内の地域の状況の詳細をまとめて示す性格のものとなっている。全体計画は以下の事項を含む。

- 開発の可能性及び社会経済的状況から、同質的な特色を有する地区の指定
- その特色から、地域の発展を推進し、或いは均衡させる人口集積の指摘
- 州全体の利益のために保全すべき自然空間・自然的要素
- 地域の広がりや状況、肥沃さなどから保全・拡大すべき農地、森林
- 大規模インフラ、特に交通、衛生、エネルギー、及び公共施設の予定
- 特殊な用途のための地区の指定
- 州の地域区分に適合した、部分計画適用範囲の指定。地域の単位をグループ化することはできるが、分割はできない

### (部分計画)

部分計画は、州の部分について(次頁図参照。)、将来に向けた取組を方向付ける枠組みとして、均衡ある目的を定めるものである(全体計画と比べて将来展望を示すことが期待されている。)

(空間計画の策定状況：都市部における遅れ)

カタルニア州においても、基礎自治体における都市計画の歴史は古くその経験は豊かであるが、市町村を超えた州全体の広域的な空間計画策定の経験の歴史は短い。市町村を超えた計画の策定は、過去に同様の経験もなく、州にとって、革新的経験であるという。

州は部分計画の策定作業には、2004年に本格的に着手した。7つの地域のうち、2009年2月時点で、主に農村部からなる3つの地域の部分計画は承認され、一方、主に都市部からなる3つの地域については、策定手続き中であった。

(共通指標の設定)

部分計画を策定するにあたり、市町村毎に将来の見通しはまちまちであるため、州は、地域計画のための共通の15の指標 (Planejament Territorial Criteris)を設けた。

図表：部分計画策定のための7つの地域区分



資料：カタルニア州

(部分計画の内容：3つの次元からのアプローチ)

新たに策定されている部分計画の意義、機能等は、未だ策定過程にあり、どのように推進されていくことになるのか、不明な点も多いが、州政府からのヒヤリング及び岡部明子千葉大学准教授からのヒヤリングをもとに、以下にその趣旨をまとめる。

部分計画策定に当たっては、以下3つの次元からのアプローチがなされ、各々地図が作製されている。

- i オープンスペース（土地利用）
- ii 地域の都市システム
- iii 交通インフラ

i オープンスペースのアプローチ

主に土地利用の現状と開発可能性に鑑みた規制的な面が強いアプローチである。

このアプローチのために作製された地図上においては、地域は開発の可能性等の観点から、大きく3種類に区分される。

i) 歴史的人口集積の核とその周辺

歴史的な集落、都市と、その発展の経緯の中で市街化した地域であり、この区分の地域は、基本的に無条件で都市的地域として維持される（地図上では茶色）。

ii) 特定の用途に利用される都市的地域

既存の工業地、商業地、住宅地等用途に応じた色分けがなされている。新たに開発された工業団地、別荘地等はこれに当たる。この区分については、同じ都市的地域であるi)と異なり、市街化を縮退させる場合もありうる。

大規模プロジェクト等は、立地の必然性が認められる場合には、開発可能となる。プロジェクトについては委員会を組織して判断する(例えば、数市町村の合意により、市町村をこえた必要性が認められる場合、州全体として必要性が大きい大学、刑務所等は開発が認められる。)

iii) 緑地等

様々な法制度により、自然環境保護地区等に指定されている地域であり、原則、宅地造成が不可能な地域である。規制の根拠等に応じて異なる色分けがなされている。なお、この区分の中にあっても、現時点で住宅地とはしないが、幹線道路周辺となるなど、条件を十分満たせば開発可能な、比較的規制が弱い地域区分も含まれている。

オープンスペースのアプローチのプランニングは、各市町村の都市計画を基礎に、これを州全土に拡大する発想で進められている（州においては、例えば市町村は市街地の60%の増加を見込んでくる市町村もあるが、これを30%に抑えるといった調

整を行う。)。市町村との交渉で増やすこともあるが、市町村の要望は、かなりの程度柔軟に抑制している。

## ii 地域の都市システムに係るアプローチ

このアプローチは、開発を規制することではなく、むしろ、空間計画はチャンスを生み出すものといった発想にたつアプローチともいえる。都市システムの戦略の観点から、開発を強化し管理された開発を行う都市集積、維持すべき集落等について、規模に応じて、図面上に異なる色の印で特定する。

歴史的な市街地がある一方、別途新たに開発する地域もある。新しい開発は、好ましくはなくとも必要である。この仕組みは、他の州よりも強力な仕組みと州の責任者は考えており、移民流入が多い中で、既存集落を強化することで誘導し乱開発をさけることも目指している。市の都市計画が既にある場合は、それを優先するが、市自身が変更を希望する際には(州計画策定を機会に)変更できる。小さい集落については、その現状に応じて、必要限度の計画に留め、中には市街地を縮小する計画となるケースもある

なお、過疎地域などでは、人口が急減しているところもあるが、過去に人が住んできた歴史ある地域を維持することは意義があるとするが、大都市部集中が進んでいる中、過疎地域に人口を貼り付けるといった無理なことはしないという。

## iii 交通インフラに係るアプローチ

交通インフラに関わる地域については、州、ひいては国のインフラ整備の政策に関わるものであり、各々インフラ担当部局の計画を反映することとなる。なお、州の空間計画においては、モビリティ、交通インフラのみを反映し、水利・エネルギー、廃棄物などのインフラについてはこの計画では扱わず、各々セクター別の計画で扱うこととなる。

### (カタルニア州の空間計画の特徴・評価)

カタルニア州の空間計画の特徴・評価について、州政府におけるヒヤリングにおいては、例えば以下のような指摘があった。

#### ○ボトムアップの計画

カタルニア州の空間計画の特徴は、州が強力にイニシアティブを発揮するのではなく、法的拘束力の強い市町村の計画を尊重し、それらを相互に調整して地域のヴィジョンを誘導していく計画にとらえられる。

目標設定等に当たっては、各市町村の都市計画担当者が策定し、直接の権限は有しない州は、控えめに設定するという。

### ○他の州の制度との比較

他州と比較した制度面での特徴として、ヒヤリングにおいて指摘された事項としては、例えばアンダルシア州、バスク州は、カタルニアよりも、少し先を行っており、カタルニアにはない、市町村を超えて、州から行動をおこすことができることが制度化されているという（例：市と相談なしに州が住宅開発などができる等。）。カタルニア州の制度のもとでは不可能ではないが、困難であるとのことであった。

### ○空間開発を巡る状況と長期的な一貫性

スペインの都市はこの数十年大きな変化を遂げ、不動産ブームと不景気に左右されてきており、現在は、経済危機にある。しかしながら、カタルニア州については、長期的な空間計画のヴィジョンはこの20年間、大きくぶれてはいないと考えている。人口予測は、外国移民の流入により、予測以上に増加しているが、大きな見通しは現在も同じであろう（もともとの予測では、出生率の低下により減少する予測であり（750万、800万ぐらいを目安。最初の計画で、労働人口の増加を1.5%と予測したが、現在までのところ3%。））。

### ③ カタルニア土地機構と州のイニシアティブ

州の空間計画に係る権限は、市町村に比べると比較的限られているのに対し、空間計画に示された州の意図を実現する上で、宅地・工場団地等の広範な開発の、いわば実行部隊であるカタルニア土地機構(INCASOL, Catalan Institute of Land)<sup>45</sup>の役割は少なくない。

#### (INCASOL の概要)

INCASOL は、カタルニア州法 4/1980, 12 月 16 日により設立された、州政府地域整備・公共事業局管轄の公的機関である<sup>46</sup>、カタルニア州都市計画法においても都市整備に関する権限を有する特殊な機関と位置づけられている。

#### (INCASOL の財源等)

INCASOL は、政府予算でなく、独自の事業活動により成り立っている公社である。市場からの利益を上げているのが特色である<sup>47</sup>。INCASOL の主要な財源は、以下の3つである。

- 州政府の土地所有権
- 賃貸契約を結んでいる不動産の敷金及びその運用益
- 住宅ローン、事業の利益等

#### (INCASOL の業務)

INCASOL は以下の4つの分野の事業を行っている。

##### ● 住宅地造成<sup>48</sup>：

2007 年には急増し、約 104 百万ユーロの投資額となった(前年は約 41 百万ユーロ)<sup>49</sup>。

事業は、対象市町村とコンソーシアムを組織し、或いは土地所有者と連携するなど、様々な方法で進めている。INCASOL の 100% 独占ではないが、かなりの部分を占めている。

##### ● 工場団地造成

州政府は、経済成長と雇用創出のため、企業用の土地造成に重きを置いており、INCASOL は 2006 年に 173.4 百万ユーロ、2007 年には 156.5 百万ユーロと大きな投資をい、ハブとなる立地の土地を買収した。

町の中心の小規模工場を郊外に移転させ、町の中心部では住宅建設などを行う事業が

<sup>45</sup> <http://www15.gencat.cat/opencms/opencms/www/ca/index.html>

<sup>46</sup> 公共企業の位置づけに関するカタルニア州法 (2/2002、12 月 24 日) 第 1 条 B、カタルニア州法公共財政法第 4 条第 2 項等に基づく。

<sup>47</sup> ヒヤリング時の指摘に拠れば、INCASOL は公社であるため、土地買収上の利点はない。買収交渉は、州か市町村が行い、価格はこれにより決まるとのことであった。

<sup>48</sup> 2007 年 10 月、州政府は、都市整備に関する緊急対策として、行政に、州の法令により、戦略的住宅ゾーン (Strategic Residential Zone, ARE) を定めることとした。ARE は、既成市街地の延長にあり、公共交通へのアクセスのよい、質の保証された都市地域で、戦略的住宅ゾーンは、都市計画により進められ、94 の地区 ARE が 80 市町村に認められ、約 9 万戸の住宅建設が見込まれる。1ha あたり最低 50 戸の密度が想定されている。この計画は公告に付され、2009 年 3 月に最終的に承認される。このようにして、2010 年には、宅地化が可能となる。INCASOL は ARE 整備にも加わる。  
<http://www10.gencat.cat/ptop/AppJava/cat/home/ares.jsp>

<sup>49</sup> ヒヤリングによれば、2009 年 2 月現在で、7 万戸分、80 市町村で造成工事中。

多いという。

●住宅建設

土地を提供する市町村と協定を結び、公的支援を受ける住宅を建設する(分譲、賃貸、若者向け賃貸住宅および高齢者向け賃貸住宅の4種類)。2005年以降、年間約2000戸程度を着工予定。

●州政府への個別具体的協力

例えば歴史的建造物の修復、小規模開発、都市再開発などがあげられる。

(急増する投資額)

INCASOLの投資総額は2004年には約217百万ユーロであったところ、2007年には449百万ユーロと、倍以上に増加した。これは土地造成事業が急増したことが背景にある。主要な分野について、INCASOLの投資額をみると、2007年には土地造成が合計で約260百万ユーロ、住宅整備が約170百万ユーロ、歴史的遺産の補修が約15百万ユーロとなっている。

図表:INCASOLの主な業務と投資額(2007年)



資料: INCASOL 資料

(州の土地プログラムと INCASOL)

カタールニア州政府は、工業地及び住宅地に関わる「土地プログラム(2005-2008)」を策定している。

州政府は、一方で、経済成長のために工業地を造成するとともに、他方、全ての住民の住宅への権利を満たすために、住宅地を開発する。これは、市町村の政策とも合致し、また、持続的な成長に資するものである。

2005-2008年の計画については、住宅地については、政府は113の戦略的、地域の均衡のための事業を予定し、120,000の新規住宅着工を、工業地については、85の事業を予定しており、大きな雇用効果を期待している。これらは、州の地域整備・公共事業局、環境局、住宅局がINCASOLを通じて実現するものである。

なお、他州には目的が特定された会社はあるものの、INCASOLと同様の組織は例がないとのことであった。INCASOLは、カタールニア州に特徴的な仕組みと考えられる。

### 3) バルセロナ県の役割

#### ① 県の位置づけと空間計画における役割

スペインにおいては 50 の県(Provincia)があるが、憲法上、県は2つの側面を有する。すなわち、まず、中央政府の行政区画として、国の地方機関の一部、各省の県単位の出先機関が置かれ、中央政府の機能を担っている。

一方、地方団体としての県の利益と機能を統括する組織は、県議会(Diputació Provincial、県の審議機関としての議会と呼ばれ、県内の市町村議会議員の中から選ばれた者によって構成され、委任された業務を行う。県議会が置かれているのは、50 県の区分のうち、1 州 1 県の自治州 7 つ及び県議会の代わりに島嶼議会が置かれているカナリアス州の 2 県を除いた 41 県である。県議会の業務は、基本的に県内市町村の各種行政サービスの連携、各市町村の経済・司法・技術協力と支援、市町村の範囲を超えるサービス供与である(その他国や自治州政府が委任又は移譲した業務もある。)<sup>50</sup>。

空間計画については、その権限は、州の排他的なものであり、県は市町村の上位に位置するが、直接、空間計画を策定する権限はない。国の出先機関として、或いは地方団体として、県の空間計画への関与のあり方について、以下、バルセロナ県の例をみる。

#### ② 空間計画への県の関与：バルセロナ県の例

(州の空間計画策定への参画)

バルセロナ県はカタルニア州の人口の約 75%を占め、311 の市町村からなる。バルセロナ市から、小規模山村まで、市町村模の差は大きい中で、県は、地域に根ざした多様な利益を空間計画に反映するため、権限は有しないものの、州による空間計画の策定過程に、協力する形で参画している。

具体的には、バルセロナ県は、異なるレベルの全ての行政機関、各界の利益代表が参加する 2 つの委員会に参加し、大都市圏だけではなく遠隔地の市町村の声も反映されるように努めている。例えば、重点地域などの地域区分は州が行うが、地域毎の性格づけ、どの地域を発展させるべきか、といった判断は、県においても技術的調査をもとに、事前に報告を作成する。

(県の立場: 均衡ある発展)

県の立場としては、現在の「マンデイト・プラン 2008—2011」における 4 つの戦略目標のひとつとして「均衡ある地域の発展」をあげているとおり、大都市バルセロナだけでなく、山間部の市町村等とのバランスを意識して県としての意見を表明している。

「マンデイト・プラン 2008—2011」における戦略目標

- ・社会的統合と生活の質の向上
- ・共存と市民意識を高めるための施策の実施
- ・住宅と町との間の持続的な交通へのアクセスの保障
- ・均衡ある経済発展と質の高い雇用の保証

<sup>50</sup>資料：財団法人自治体国際化協会「スペインの地方自治」より

### (空間計画に関連した県の役割の例)

空間計画にも関わるインフラ整備面での県の役割については、以下のような例がある。

例1：交通関係：県は地方道を管理しており、工業団地などを結ぶ道路整備は、地域の競争力に関わる。欧州で最初の交通計画を作成したのはカタルニア州だが、これを実行に移したのはバルセロナ県である。権限は市町村にあるが、バルセロナ市と30の市町村を含めた大都市圏の交通計画の策定は、通勤列車網の計画と合わせて、県の担当範囲である。

例2：住宅政策：市町村が実際に宅地造成ができるように、市町村に変わって交渉している（住宅政策への関与は他県には例がないという。）。)

例3：自然空間、観光：自然公園の管理は県が行っており、バルセロナ県では、自然空間への投資として、カタルニア州よりも多額の県独自予算を投じた。

### ③ 県の役割に関連した指摘

バルセロナ県においては、国、州、市町村との関連における県の役割に関連して、ヒヤリングにおいては以下のような指摘があった。

#### ●州との関係における県の役割

カタルニア州はもともと、地方自治が発展しており、一時期中央主権化されていたが、現在の自治州制度となって、以前の状態を取り返したものである。州と県の関係は、二重になることはなく、足し算であって、相乗効果がある。

#### ●中間的な行政の必要性

住民に近いところで問題を解決すること、Proximityの原則が重要であることも多く、中間的な行政は不可欠であり、県の権限は少なくとも、しなければならないことは多いと考える。

#### ●「均衡」の考え方

バルセロナ県においては大都市と小規模市町村が混在する中で、大きな視点からみること、均衡ある政策をうることができる。このような考え方を小さな市町村は歓迎している。基本的な考えかたとしての「均衡」は、政治的に4年毎に示す「戦略目標」Plan de mandatoに示してある。州も均衡ある発展の考え方に、基本的に賛成している。このような考え方にに基づき、県独自に市町村に財源配分も行っている<sup>51</sup>。

#### ●県の機能を効果的に発揮させるための方策

州と市町村との関係で、県を効果的に機能させるための方策として、政策的に、県の構成人員は市町村からの出向者としている。職員はそれぞれ市町村の利害を背負っているため、時に、州に拮抗してでも県としての立場を主張する。勿論市町村間で利害が対立する場合もある。

バルセロナ県は、積極的にイニシアティブを取り調整を進める姿勢を示しているが、全ての県が同様であるかは今回の調査からのみでは不明である。しかしながら、多層的な地方制度の中で、多様な主体の協働を効果的なものとする上で、バルセロナ県の姿勢は示唆的である。

<sup>51</sup>バルセロナ・ネットワーク

市町村に対して、地方の再開発、遠隔地への優遇策として、人口数に反比例する形で財政支援を行っている(例：人口一人当たり、504.7ユーロ。5万人以上の市は32.2ユーロ)。4年間で(地方選の期間と対応)2500億ユーロに上り、使途は限定しない(例：市庁舎、公共施設整備等が多い。)70%の市町村について、県は計画の策定も行う。市町村間での施設の重複などは、施設ごとに県の計画があり、調整する。

### 3) バルセロナ大都市圏<sup>52</sup>

バルセロナにおいては、バルセロナ市と周辺市町村を合わせた都市圏政府が置かれていた。これは廃止され非公式の連合体となったが、未だに都市圏を単位に欧州の大都市の一つとしてのバルセロナ都市圏の競争力強化のために活発に活動している。我が国の国土形成計画においても、都市圏や生活圏域単位でのヴィジョンづくりが課題となっている中で、大都市部分における行政区域をこえた取組として、参考となる事例である。

#### ① バルセロナ大都市圏に関わる経緯

(地方分権以前の経緯)

マドリードは周辺の都市と合併して大都市となったが、バルセロナな独裁政権により許されなかった。都市規模の拡大に伴い、市の行政境界が市街地の仲に位置する場合も少なくなく、1978年憲法以前は、大都市圏政府が設立され、このような状況に対処してきていた。独裁政権終了後の1976年に、バルセロナ大都市圏は、バルセロナ大都市圏総合計画(General Plan for the metropolitan area, PGM)を策定した(周辺27市町村をまとめたもの)。この都市計画図は40年を経過した現在も、構成市が個々に部分修正することで、使い続けられている(後述)。

1953年	バルセロナ都市計画法 Urban Commission in Barcelona(UCB) 27市町村
1960年	Charter of Barcelona New Commission for urbanism and common service in Barcelona and other municipalities (交通、水、住宅)
1974年	バルセロナ大都市圏総合計画 (PGM) Metropolitan corporation of Barcelona の設立、27市町村、PGMを管理
1976年	バルセロナ大都市圏総合計画(PGM)の最終承認

(地方分権と大都市圏)

しかしながら、分権化により州の権限が強化されたことにより、州は、大都市圏計画は州のPTPに移行することを主張した。他方、バルセロナ市は、州とは別にバルセロナ経済圏の民間関係諸団体を巻き込み、都市圏経済戦略を策定した(一時は大都市地域政府RMB創設の動きもあった)。すなわち、バルセロナ市のイニシアティブにより、36の市町村からなる非営利団体、バルセロナ大都市圏(Metropolitan Area of Barcelona ,AMB)が構成されたが、「バルセロナ大都市圏戦略計画」には、その他州、県政府等、商工会議所、労働組合、バルセロナ大学、港湾・空港関係団体、大都市交通、環境関係団体等も加わっている。

1980年代、当時のバルセロナ市のマラガル市長が「地中海戦略」を推進していた。欧州連合は、1995年に打ち出した「バルセロナ・プロセス」<sup>53</sup>という枠組みの中で、他の近隣諸国政策に先駆けて、関係諸国との共同プロジェクト実施等を中心に、政治、経済、文化的関係の強化に取り組ん

<sup>52</sup> 自治体国際化協会調べによると、スペインの地方制度においては、各種行政サービス供給をより適切に、市町村の枠を超えて行う場合、地方制度基本法には、「大都市圏(Areas Metropolitanas)」構想に関する規定がある(いわゆる広域行政組織の一形態)。大都市圏は元来中核都市周辺の中小の市町村と当該中核都市により形成されることが多く、交通、環境、都市計画などのサービス業務などに関して各地区間の連携が必要となっていたためとする。

大都市圏の場合も、管轄は、地方制度基本法第43条の規定によると、自治州である。

自治州は、国家行政機関並びに該当する市町村及び県に意見聴取した上で、法律により大都市圏を設立、変更、廃止することができる。大都市圏の政府及び行政機関は、自治州の法律によって定められる。行政府は参加市町村を代表する構成でなければならない。地方制度基本法のもとで作られた大都市圏は、2001年6月現在、カタルニア州に2つあるのみとする。

<sup>53</sup> [http://ec.europa.eu/external\\_relations/euromed/barcelona\\_en.htm](http://ec.europa.eu/external_relations/euromed/barcelona_en.htm)

できた。この仕組みは、EU と地中海諸国側から各々議長をたて、その下に共同事務局を置き、2 年毎に首脳会議、毎年外相会議を開催するものである。

バルセロナにおいては、マラガル市長がカタルニア州知事に就任した。これによって、2008 年、バルセロナ・プロセスは Union for the Mediterranean として再出発することとなり、第 1 回外相会議において、その事務局はバルセロナに置かれることとなった。今後多様な分野で共同プロジェクトを実施するほか、2010 年までに EU 地中海自由貿易圏を設立する目標も示されている。<sup>54</sup>

(第一段階：バルセロナ市)

1986	スペインの欧州加盟
1987	Law7/87、CMB の廃止 EMSHTR 及び EMT0 設立
1988-2007	MMAMB の設立 市町村による自発的な組織 (23 から 31 へ)
1988	The Barcelona Strategic Plan Association の設立
1990	第一次バルセロナ戦略計画
1992	バルセロナ・オリンピック
1994	第二次バルセロナ戦略計画
1999	第三次バルセロナ戦略計画

(第二段階：バルセロナ大都市圏)

2003	第一次バルセロナ大都市圏戦略計画(2003 年 3 月 10 日)
2007	大都市圏戦略計画の見直し
2008	バルセロナ大都市圏戦略計画の新たなモデル

## ② バルセロナ大都市圏の機能

### i バルセロナ大都市圏の構成

(3つの団体からなるバルセロナ大都市圏)

バルセロナ大都市圏(AMB)は、以下の3つの団体から構成される(次頁図表参照。)

まず、市町村による任意組織、Association of Municipalities, MMAMB は、空間計画を含む多岐にわたる活動を行っている。都市計画関係、参加市町村との合意、又はその要請により業務推進、道路、公園等の公共空間の整備、住宅整備等、空間整備に関わる事項のほか、地域連携、経済活動促進、市町村への技術的経済的支援、サービス提供、基本的都市情報ツール提供等である。

次に、バス及びメトロ等公共輸送業務を担当する EMT (Metropolitan Transport Association, EMT)は、2006 年には約 627 百万人の乗客の輸送し、大都市圏の公共交通の 70%を占める。

最後に、EMSHTR (Metropolitan Environment Agency, EMMA)は、上下水道・ゴミ処理を担当する大都市圏であり、大都市環境局とも呼ばれる、

以上の中で、MMAMB 以外の二組織は、カタルニア州法(1987 年 4 月 4 日法律第 7 号)に基づく団体であるが、MMAMB は市町村が自発的に集まった任意組織である(実質的にバルセロナ市が主導している。)

これらに参加する市町村は全体で 36 市町村であるが、必ずしも 3 団体全てに参加しているわけではない(次々頁図表参照。)。参加市町村は、関連セクター(例えばゴミ処理事業など)を分割し、それぞれ法人化して参加している。

<sup>54</sup>[http://ec.europa.eu/external\\_relations/euromed/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/external_relations/euromed/index_en.htm)

日本貿易振興機構「JETRO EU・地中海諸国関係の活性化」ユーロトレンド 2008. 11、2008

図表：バルセロナ大都市圏を構成する3団体の概要

名称	全体	MMAMB	EMT (交通担当)	EMMA (環境担当)
主な業務		公共空間整備、住宅供給、都市データ整備等	公共輸送業務担当 大都市圏	上下水道・ゴミ処理担当 大都市圏
根拠		市町村の自発的な合意による任意団体	カタルニア州:1987年4月4日付け法律第7号	
構成市町村数	36	31	18	33
人口(2007)	3,150,380	3,026,380	2,790,803	3,126,294
面積(km <sup>2</sup> )	635.8	492.4	334.4	587.9

資料：Area Metropolitana de Barcelona “Memoria Area Metropolitana de Barcelona 2003-2007”等をもとに作成。

図表：バルセロナ大都市圏対象地域



資料：バルセロナ大都市圏ウェブサイトより

[http://www.amb.es/c/journal\\_articles/view\\_article\\_content?articleId=1506&version=1.0](http://www.amb.es/c/journal_articles/view_article_content?articleId=1506&version=1.0)

図表：バルセロナ大都市圏に参加する市町村

Municipi	Entitat de la qual forma part		
	MMAMB	EMT	EMA
Badalona	●	●	●
Badia del Vallès	●		●
Barberà del Vallès			●
Barcelona	●	●	●
Begues			●
Castellbisbal			●
Castelldefels	●	●	●
Cerdanyola del Vallès	●		●
Cervelló	●		
Corbera de Llobregat	●		
Cornellà de Llobregat	●	●	●
Esplugues de Llobregat	●	●	●
Gavà	●	●	●
L'Hospitalet de Llobregat	●	●	●
Molins de Rei	●		●
Montcada i Reixac	●	●	●
Montgat	●	●	●
Pallejà	●		●
La Palma de Cervelló *			
El Papiol	●		●
El Prat de Llobregat	●	●	●
Ripollet	●		●
Sant Adrià de Besòs	●	●	●
Sant Andreu de la Barca	●		●
Sant Boi de Llobregat	●	●	●
Sant Climent de Llobregat	●		●
Sant Cugat del Vallès			●
Sant Feliu de Llobregat	●	●	●
Sant Joan Despí	●	●	●
Sant Just Desvern	●	●	●
Sant Vicenç dels Horts	●		●
Santa Coloma de Cervelló	●		●
Santa Coloma de Gramenet	●	●	●
Tiana	●	●	●
Torrelles de Llobregat	●		●
Viladecans	●	●	●
<b>AMB total: 36 municipis</b>	<b>31</b>	<b>18</b>	<b>33</b>

MMAMB: Mancomunitat de Municipis

EMT: Entitat Metropolitana del Transport

EMA: Entitat del Medi Ambient

\* Segregat el 1998 de Cervelló

Els 36 municipis formen part del Pla Estratègic Metropolità de Barcelona

資料：“Memoria Area Metropolitana de Barcelona 2003-2007” Area Metropolitana de Barcelona, 2007

iii バルセロナ大都市圏の予算<sup>55</sup>

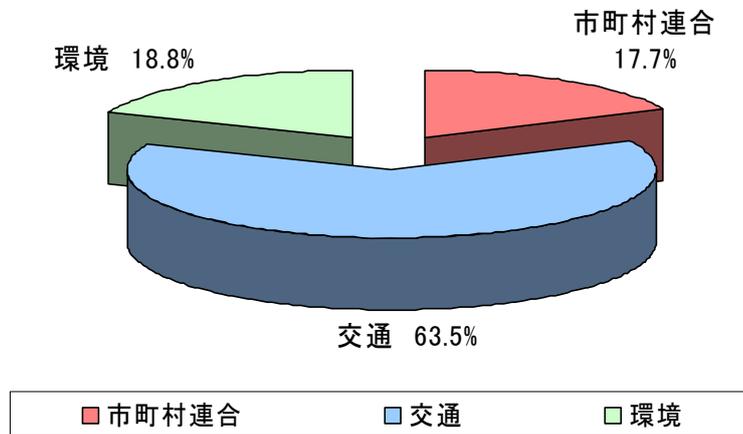
3つのバルセロナ大都市圏の予算は、過去4年間に増加し、2007年には1,266百万ユーロに上った。

2004-2000年の間の予算について、3つの大都市圏の割合をみると、バス、メトロの運行等をう公共交通部門が最も多く、全体の63.5%を占め、次いで環境部門が18.8%を占めた。

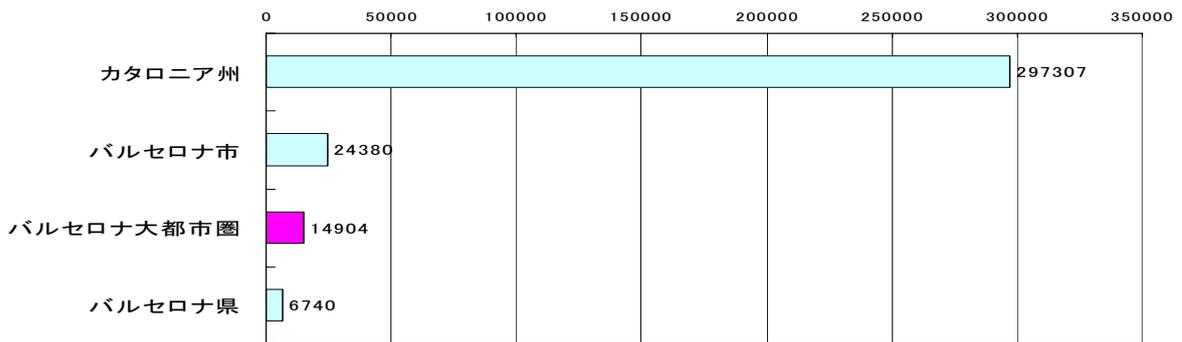
なお、バルセロナ大都市圏の予算を、州等の予算と比較すると、バルセロナ市予算の半分以上の額に上るといふ。

図表:バルセロナ大都市圏の予算

① 3機関の予算(2004-2007)



② カタルニア州等の予算との比較(2007年)



資料:バルセロナ大都市圏資料

<sup>55</sup>財団法人自治体国際化協会(2002)によると、大都市圏の歳入歳出は以下の通り。

- 1) 大都市圏の財源: 移転収入(1999年度で約35%)、手数料・使用料(1999年度で約41%)及び不動産税に対する付加税(1999年度で約13%)。
- 2) 大都市圏の歳出: 都市交通、上下水道等の特定事業を行っているため、特定の分野に集中。このため、主たる歳出目的は福祉及び社会基盤・輸送(1999年度は併せて約76%)となっており、項目としては経常移転支出と投資移転支出が多くなっている(1999年度は約47%)。

### ③ バルセロナ大都市圏の戦略

(バルセロナ大都市圏戦略計画)<sup>56</sup>

1976年に、バルセロナ大都市圏が策定したバルセロナ大都市圏総合計画(PGM)は、今日においてもマスタープランとして機能してきた。

分権化により、州の権限が強化されたことから、州は、大都市圏計画は州のPTPに移行すべきと主張した。背景には計画策定が政治的対立などで難航していたことがある。

一方、バルセロナ市は、州とは別にバルセロナ経済圏の民間関係諸団体を巻き込み、「バルセロナ大都市圏戦略計画(Strategic Metropolitan Plan of Barcelona (PEMB))」を策定した。一時は大都市地域政府 RMB 創設の動きもあったが、州と市の政権政党が同じ党となったため、現在では、バルセロナ大都市圏総合計画PGMIは、州の空間計画のうち、バルセロナ都市圏の部分計画(PTP)として、これに吸収される方向となっている。見直し作業が進められており、2009年4月には最終計画が策定される見込みであるとする。

(背景と課題等)

バルセロナ大都市圏のような自発的で組織的な市町村を超えた連携が可能となる条件として、スペインにおいて鍵となったのは、政治的に関係市町村の政党が同じであるという、好条件に恵まれたことがあげられるという。

我が国でも東京圏においては合併が進まないなど、今後、高齢化社会を迎え、財政事情が厳しくなる中で、大都市圏における連携の促進が課題となる。こうした中で、市町村を超えたバルセロナ都市圏域の都市圏としての戦略策定は、政治的背景等は我が国とは大きく異なるものの、参考となる事例である。

(広域的な空間計画の今後の役割)

カタルニア州においては、独自の空間計画制度の発展の経緯、空間計画を実質あらしめる INCASOL との連携、また、バルセロナ大都市圏のような必ずしも法制度には基づかない組織的な取組といった空間計画の独自の展開が見られた。

空間計画が計画やビジョンに止まらず、地域の(政治的)戦略と結びつき展開されてきている点が特徴的であり、今後の広域的な空間計画の役割を考える観点から極めて興味深い。

---

<sup>56</sup> <http://www.bcn2000.es/en/default.aspx>

### 3. スペインと地域政策

#### (1) 背景

##### (地域間格差と憲法)

スペインにおいては、憲法の条文に、地域間格差の是正、地域の均衡を図るべきことに関する多数の規定がおかれており、地域政策の必要性が憲法によって、根拠付けられている。<sup>57</sup>

##### (仮訳)

第 40 条: 公権力は経済社会の進歩と、経済の安定のための政策の枠組みにおいて、地域及び個人の所得のより公平な分配を促す条件を創出する。公権力は特に、完全雇用を目指す施策を推進する。

第 131 条: 国は、法律によって、公共の需要を注視し、地域開発を均衡と調和のあるものとし、所得と富の増進及びそのより公正な分配を刺激するために、経済活動全般を計画することができる。

第 138 条: 国は、特に、島嶼に固有の状況を考慮しつつ、スペインの国土の異なる部分の間における適確で公正な、均衡ある経済の確立を注視しつつ、憲法第二条に定める連帯の原則の効果的な適用を保障する。

##### 第 158 条

1. 州が国のサービス及び活動並びにスペインの国土の全ての地域における基礎的な公共サービスに関連して州が提供に努める最低限の給付金の重要性に応じて、国の通常予算において、自治州への割当てをうることができる。
2. 地域間の経済格差を是正し、連帯の原則を実現するため、投資の費用に向けられる補償基金を設立し、その資源は議会により、州及び必要であれば県に分配される。

##### (戦後の地域政策: 経済計画法制における地域開発)

他の多くの欧州諸国と同様、スペインにおいても、戦後、産業が発達していない地域への産業立地や、産業の転換が必要な地域に対する支援等を中心に、地域振興のための施策が進められてきた。

フランコ独裁政権時代の 1964-1975 年の間、国の経済計画が策定された中で、低開発地域への工業立地促進による格差是正を基本とする地域開発が進められた。1980 年代には、工業立地、産業転換、農業開発、観光等のための様々な拠点、立地地域を指定する枠組みが作られた<sup>58</sup>。

<sup>57</sup> 地域開発は国と州の権限を定める条文に明確に現れていないため、国及び州の役割については様々な見解がある。  
Fernando L. R. (1994)

### （欧州連合加盟と政策）

スペインは1981年にポルトガルとともに、EUに加盟した。このことにより、地域政策においては、欧州連合の地域政策との関係が重要となった。80年代には、EUからの支援を得る必要から、1984年「地域開発プログラム」<sup>59</sup>等が策定された。

地域支援の手段は、必ずしも調整されず多数存在した中で、憲法158条第2項に根拠を有する「地域間補償基金(FCI)」<sup>60</sup>が、1984年に最初の法律が定められたが、1990年代に、EUの基準を採用し、一人当たりGNPがEU平均未満のObjective1に該当する州を対象とするなどの見直しがわれた。このほか、さまざまな地域指定を改め、国の指定する経済振興地域及び工業衰退地域などに立地する企業支援等も、合理化されつつ進められてきた。このように、EUの目的を意識し、EUの資金を活かしつつ、国内の地域の振興を図ることがスペインの地域政策の課題となっていく。

## （2）スペインと欧州連合の地域政策

スペインは欧州連合加盟国全体から見ると、その地域政策の恩恵を最も受け、効果の大きかった国の一つである。ここでは、まずEUの地域政策の枠組みを簡単に示した後に、スペインの状況に触れる。

### 1) 欧州連合の地域政策

#### （欧州の地域政策の背景）

欧州連合(EU)は、経済・社会・規制・金融など広汎な政策分野に参与する。このうち、地域・農業・社会問題に関する連帯政策(又は結束政策)は、単一市場の完成を支援し、遅れをとっている地域や産業部門を支援する構造政策を通じて格差是正を図るものであり、EUの政策の大きな柱の一つとなっている。

1957年ローマ条約前文には、地域間格差の是正による均衡ある開発が唱われているとおり、EUにおいては、その中心に位置するノース・ヨークシャー、フランシュ・コンテ、ハンブルグ、ミラノに囲まれる地域に、人口の41%、GDPの48%集中しており、例えばイベリア半島に位置するスペイン、ポルトガルなど中心から離れて位置する国・地域との間の地域間格差の是正が課題となってきた。

地域政策は加盟国の拡大に伴い拡充されてきた。すなわち、1973年の英国、アイルランド、デンマークの加盟に伴い、英国の衰退工業地帯への支援などの枠組みが設けられ、1980年代のスペイン、ポルトガル、ギリシアの拡大に伴い、ERDFの対象範囲は拡大した。今日の地域政策は1986年の単一欧州議定書に立ち返り、その枠組みはこの時期に作られたものである。

<sup>59</sup> 1984年3月31日法 loi du FCI 第8条

(今日の EU の地域政策の特徴)

地域政策は、今日では、EU 予算全体の約 3 分の 1、農業関係予算に次ぐ規模となっており、EU の地域政策は均衡ある発展、経済的社会的統合、最も開発が遅れている地域との連帯とともに、地域の競争力の強化を目指し、また、リスボン戦略の目的である成長と雇用、イノベーションを強く意識している。

一人当たり GNP が EU 平均よりも低い地域のみならず、全ての地域を対象とするアプローチとなっている。富裕国から貧困国への所得移転に留まらず、地域の課題を解決するプログラムを支援するものとされる。その執行・運用においては、加盟国、地域、欧州連合、その他多様な主体のパートナーシップを重視するとともに、東欧諸国等幅広い諸国の加盟にも対応し、政策評価・モニタリング等政策の効果を高める工夫がなされている。

(支援の仕組み)

平均人口 180 万人 (80~300 万人) の 268 地域 (州や広域的な地域の単位、NUTII レベル) を基本に、支援対象地域を定め、構造基金等の基金を通じて、複数年単位で中期的視野から資金を提供し、各国、地方、民間の投資を補い促進する (予算額は 2007~2013 年期は 3,080 億ユーロ)。

図表: EU の基金

構造基金、Structural Fund	欧州地域開発基金 European Regional Development Fund, ERDF	地域間格差を縮小し地域経済の構造開発や構造調整を支援、経済的・社会的・地域的結束を強化するための資金を提供。
	欧州社会基金, European Social Fund, ESF	職業訓練や雇用創出施策のための資金を提供
結束基金, Cohesion Fund		1人当たりGDP が域内平均90%未満の加盟国における交通インフラ整備や環境保全に資金援助

構造基金、結束基金等の EU の基金を通じて資金を提供することにより、各国政府、地方政府、民間部門の投資を補い、促進する。2007~2013 年期の予算は、以下3つの目的に整理された。

図表: EU の地域政策の 3 つの目的 (2007-2013 年)

目的	対象となる地域	予算	趣旨
収斂 Convergence Objective	一人当たりGDPが欧州平均の75%未満の100地域、人口の約35%	81.5%	最も開発が遅れている国や地域が、早くEU の平均に追いつけるよう支援。
地域競争力強化と雇用拡大 Regional competitiveness and employment Objective	上記に該当しない168の地域、人口の65%。	約16%	競争力や雇用水準、吸引力の強化を目的、経済的・社会的変化の予測、技術革新・起業家精神、環境保護、アクセス改善、適応能力の強化、雇用市場の開発の促進等。
欧州地域協力 (Territorial cooperation objective)	国境地域の人口は181.7百万人、人口の37.5%	約2.4%	国境を越えた多国間・地域間協力を促進。具体的には、都市、農村および沿岸地域の開発、経済関係の強化、中小企業のネットワーク作り等の分野。

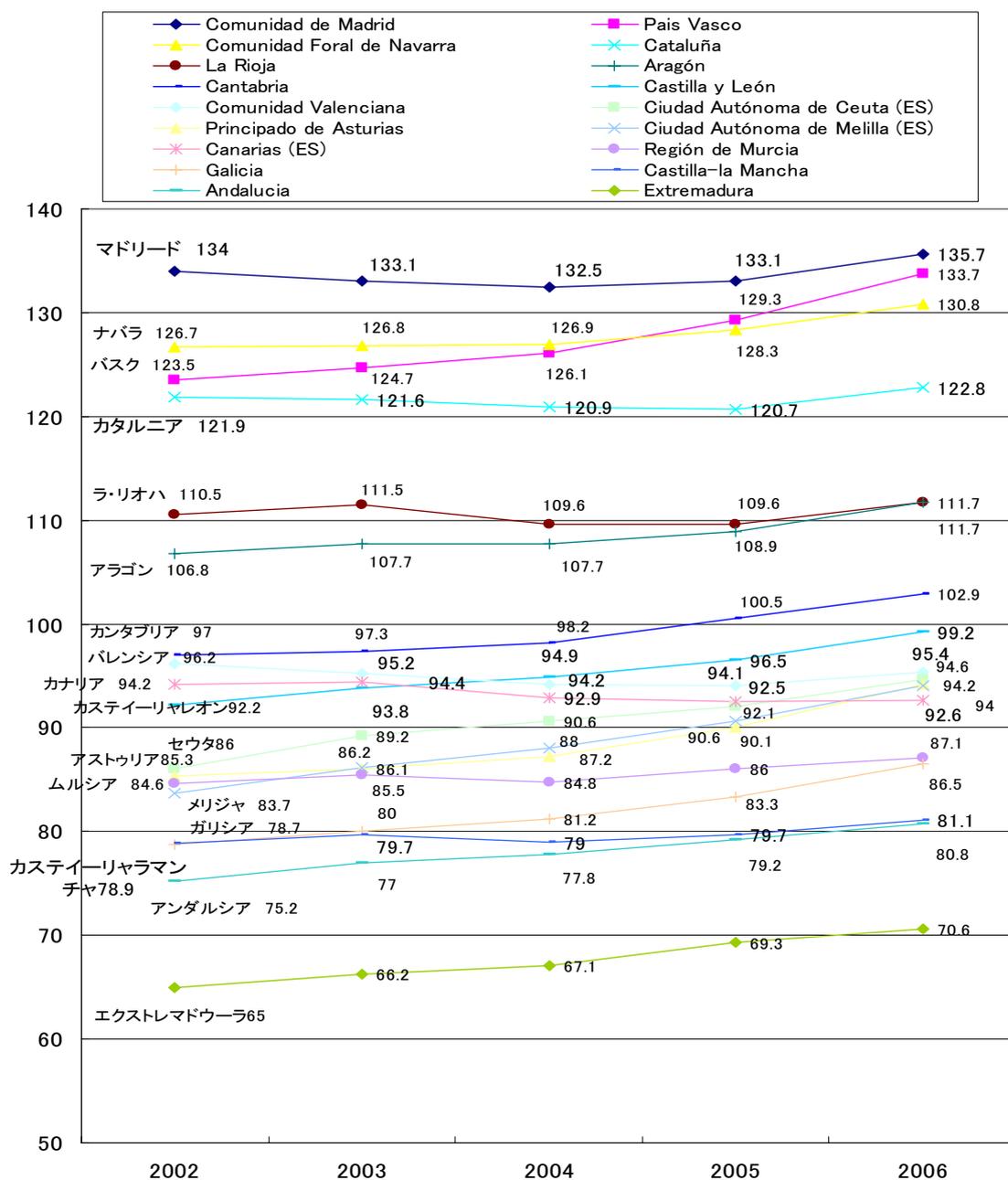
## 2) スペインの状況

### ① スペインの地域格差の状況

(地域別に見た一人当たり GDP)

スペインの自治州等別に、一人当たり GDP の EU27 国平均に占める割合の推移をみると、2002 年から 2006 年の間に、バレンシアとカナリア諸島を除く全ての州で上昇したものの、未だ過半数の自治州で EU 平均を下回っている。

図表:スペイン地域別一人当たり GDP (EU27 各国平均を 100 とした割合) の変化



資料 : EUROSTAT

注 : Regional gross domestic product (PPS per inhabitant in % of the EU-27 average), by NUTS 2 regions

## ② スペインとEUの地域政策

### (地域政策の効果)

欧州連合加盟以降、地域政策関連での欧州基金からのスペインへの支援は増加し続け、スペインは、そのメリットを最も多く受けた国の一つである。1989年から2006年までの間、スペインには約1,313億ユーロが割り当てられた<sup>60</sup>。地域政策の効果については、様々な推計がなされているが、欧州委員会によると、地域政策に起因するGDPの伸びは、1989-1999年の間には、スペインは3.1%(ギリシア10.0%、ポルトガル8.5%、アイルランド3.7%)、2000-2006年の間には、2.4%(ギリシア6.0%、ポルトガル4.0%)となっており、2007-2013年期については1.5%(リトアニア、チェコ、スロバキア8.0%、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア6.0%、ギリシア3%)などと試算されている<sup>61</sup>。

### (進展する交通ネットワーク整備)

イベリア半島に位置し、欧州経済の中心となる地域から遠隔なスペインにとって、経済統合を進める上での主要な課題の一つは交通インフラの整備であった。道路、鉄道ネットワークは、欧州諸国と比較すると見劣りしていたが、EU基金によって、既存の交通インフラの近代化や相互接続等に関連した取組が、1990年代以降、飛躍的に進んだ。例えば道路については、ギリシアとスペイン中央部を結ぶ高速道路、トランス・カタルニア高速道路等である。鉄道についても、アリカンテ・バレンシア・バルセロナ線の近代化、マドリード、バルセロナ間と仏国境間のTGV建設、マドリード地下鉄網、特に空港線などである。<sup>62</sup>

2000-2006年期には、Objective1の地域の交通に関連して、約430億円が投じられてきたが、スペインはポルトガル等とともに、単位面積当たりの道路延長が大きく高まったとされている(スペインにおいては、1995年の面積あたり、13.8kmから、2004年には20.4km)<sup>63</sup>。

### (2007-13年期の状況)

2007-13年期についてみると、EU平均の75%に満たない収斂Convergence Objective目的に該当する州は、従来の12州から、アンダルシア、カスティーリャ・ラマンチャ、エクストレマドゥーラ及びギリシアの4州となり、人口で見ると約1,630万人、全人口の37%(2000-06年期は59%)に、大きく減少した。この背景には、2004年に東欧諸国が多数EUに加盟したことから、EU全体としての一人当たりGDP等の平均値が下がったことなどにより、2007-13年期には、収斂地域に該当していた旧加盟国の地域の多くが、この目的からはずれることとな

<sup>60</sup> Yuill, D. Mendez, C. Wishlade, F(2006), "Cohesion policy reform: The Implications for Spain" Documentos no. 30/06 Instituto de estudios fiscales, Spain. p. 64 (Cordero Mestanza G(2005)からの引用。)

<sup>61</sup> European Commission(2007) "Competitiveness, cohesion and the reform of the regional policy of the European Union Competitiveness, Union" Hall R, Directorate General for Regional Policy European Commission 1 June 2007 [http://www.jaspers.europa.eu/attachments/prague\\_01062007\\_lt\\_regio%20.pdf](http://www.jaspers.europa.eu/attachments/prague_01062007_lt_regio%20.pdf)

<sup>62</sup> European Commission (2001) "Inforegio Panorama, January 2001:Spain The Peninsula gets connected.

<sup>63</sup> 61に同じ。

った。

予算面でも 2000-2006 年と比べて 2007-13 年、約 40%の大きな減少となったが、約 35 兆ユーロが予定されている。その内、7割以上は「収斂」目的、約 4 分の 1 弱が地域競争力強化と雇用拡大目的に当てられる。このほか、欧州地域協力には 559 百万ユーロが当てられる。

図表：欧州連合の地域政策の目的区分によるスペインの州の状況(2007-2013)



資料：欧州連合 ([http://ec.europa.eu/regional\\_policy/atlas2007/spain/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/regional_policy/atlas2007/spain/index_en.htm))

(国家戦略基準枠組み, NSRF)

欧州委員会は、2007～2013 年期においては、地域政策の執行手続きの簡素化・分権化も目指すとともに、EU の政策目的が的確に資源配分に反映されるように、新たな政策ツールを導入した。欧州連合の戦略的ガイドライン Community Strategic Guidelines に基づき、国家戦略基準枠組み National Strategic Reference Framework, NSRF を各加盟国が策定し、これに基づき国又は地域が実行プログラム (Operational Programme) を作成し、進めていくこととなった。

加盟国の中で、NSRF の受け止め方、策定、活用のされ方は、国ごとに大きく異なるなかで、EU 基金を多く受け取り、EU の地域政策の重要性が高いスペインは、積極的にこれをとらえている。

スペインの NSRF は、その戦略目標として以下の 3 点をあげている。

- ・投資先、働く場としてのスペインをより魅力的にすること
- ・成長を促進するため知識とイノベーションを向上させること
- ・より多くのよりよい雇用

さらに、この3つの優先的目標を、以下のような目的を具体化している。すなわち、知識産業の支援、持続可能な環境と交通、地域・都市開発の促進、生涯教育と起業の奨励、人的資本の向上、雇用へのアクセスの向上、社会的統合と機会均等、官民連携の推進、新たに創られたテーマ別のネットワークによる経験・情報交換、スキルの習得等である。

これらについて、NSRF においては、2013 年までに、70%以上の雇用率 (employment rate、女性 は 57%以上)、R&D 支出 GDP2%以上といった達成目標が示されている。このように、スペインのこの期間の地域政策はリスボン戦略を強く意識したものとなっていることが窺われる。

### ③ カスティーリャ・ラマンチャ州の事例

(概況)

今回訪問したカスティーリャ・ラマンチャ州は、広大な農村地帯も含む州であり、一人当たりの GNP がスペイン国内でも、エクストレマドゥーラ、アンダルシアの次いで低く、欧州基金による大きな支援を受けてきた。マドリード都市圏に隣接し、州都トレド周辺を中心に、近年人口が急増し、都市整備、特に上下水道整備等の課題に直面するほか、交通ネットワークの整備等多くの課題を抱えている(同州の概況等は、2. スペインの空間計画(5)カスティーリャ・ラマンチャ自治州参照のこと)。

近年の発展により、同州の一人当たり GDP は、1995 年から 2004 年の間に、旧欧州連合加盟国(15 カ国)平均と比べると 64.6% から、69.9%へと上昇するなど大きく発展してきた。

(2007-2013 年期の取組)

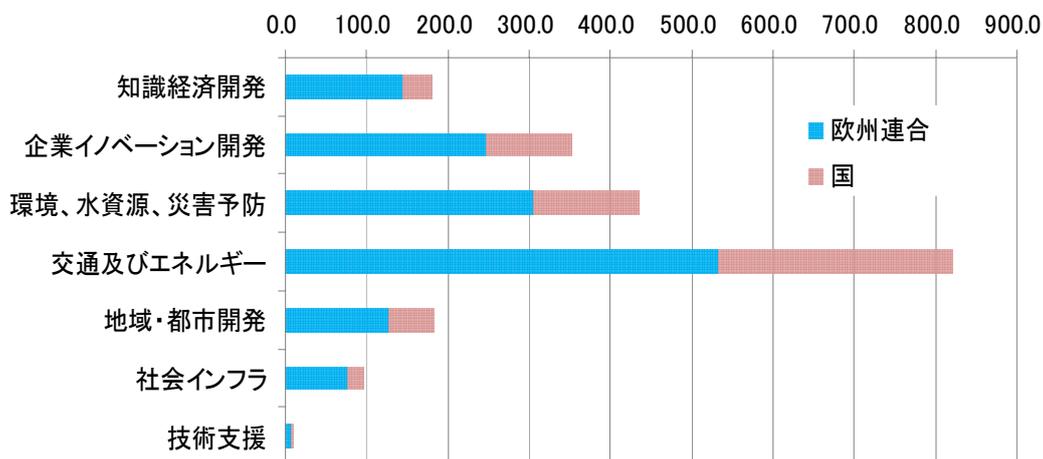
カスティーリャ・ラマンチャ自治州は、2007-2013 年期も「収斂目的」の区分にとどまった。予算額は減少したものの、「EU 構造基金 2007-2013 カスティーリャ・ラマンチャ州実行プログラム」は約 21 億ユーロの投資を見込んでおり、このうち EU 地域開発基金により、約 14 億ユーロの支援が予定されている。これは EU によるスペインに対する統合政策による投資の約 4.1% に上る。このプログラムのマクロ経済効果としては約 13 億ユーロ、約 3 万 9 千の新規雇用創出が期待されている。

7つの優先的分野別の予算額は下図の通りであり、交通・エネルギー分野が約 4 割と最も多く、汎欧州ネットワーク、TEN(マドリード、カスティーリャ・ラマンチャ、バレンシア、ムルシア間高速鉄道)、汎欧州道路ネットワーク等が課題であり、この期間には、鉄道 31km、道路 28km の延長等が見込まれている。

これに続く環境、水資源、災害予防分野は約 2 割を占め、115 のごみ処理事業、水供給ネットワーク 500km、下水処理ネットワーク 175km 等が計画されている。

リスボン戦略においても、また州自体も重視されている、知識経済分野では 23 の技術センターがその支援を得て、630 のパイロット調査事業 690 の情報社会事業がわれる。これにより R&D への支出は 0.41% から 2.5% に増加し、この分野における女性の雇用は 33% から 50% に、インターネットにアクセスできる人口は 40% から 70% に、同企業は 89% から 97% に上昇することが期待されている。

図表: カスティーリャ・ラマンチャ州の優先分野別財政計画(2007-2013 年)



資料: 欧州連合 (カスティーリャ・ラマンチャ州「EU 構造基金 2007-2013 カスティーリャ・ラマンチャ州実行プログラム」より。)

### 3) 地域を巡る課題

以下では、今回の調査において、国(経済財政省 EU 基金局)及びカスティーリャ・ラマンチャ州予算・EU 基金局において、意見交換した中で指摘のあった課題を列挙する。

#### ●スペインにおける地域政策の成果の見方

スペインにおいて、欧州連合の地域政策は、この15年間でEUの構造基金から大きな支援を受けながら、大きな変化の見られなかった地域、国(例:イタリア等)に比較すると、概して大きな成果をあげているとする。例えば、ナバラ州は比較的豊かな州が、さらに競争力を高めるために、効率的に支援を活用した例といえる。一方、遅れていた州の例としてはアンダルシア州も効果的に支援を活かした例といえる。この2州は状況は異なるがスペインにおける2つのベストプラクティスといえるのではないかと、との指摘もあり、概して、スペイン国内では施策の成果は高く評価されていた。

#### ●EUの支援が減少する中での取組

今までは、スペインは、特に、カスティーリャ・ラマンチャのような収斂地域の州を中心に、欧州の地域政策の大きなメリットを得てきた。しかしながら、国民所得がEU平均を大きく下回る東欧諸国の加盟後は、欧州基金からの支援は大きく減少した。国、州はこれを補うことを期待されている立場にあるが、このような状況にあって、欧州との交渉・調整、各地域との調整等を進める中央政府においては、州レベルの担当者との相互理解に一層、努めているという。具体的には、州との間の交渉、調整について、公式会合だけでなく、年3回インフォーマルに会合をもつなどきめ細かな対応に努めている様子が窺われた。一方、州レベルでは、全体の予算に占めるEUからの支援は相対的には小さいため、その減少の影響は大きくはないとの指摘もあった。

#### ●地域内格差について

欧州の制度上、NUTIIレベル、サブリージョン・レベルで地域指定をうため、地域内格差が大きな地域は、大都市の影響で全体として一人当たりGNP等の指標値が相対的に高くなることは、スペインに限らず指摘されてきた。スペインにおいても、このような例は多く、例えばアラゴン州などには過疎化が進み、無人化しているような地域もあるが、95%の富が人口5%のサラゴサに集中しており、州としてはEUの支援対象となるべきだが、サラゴサ市のために対象とはならない。このため、国内的には恵まれない地域への支援を増やしている。

カスティーリャ・ラマンチャ州、カスティーリャ・レオン州も、州内格差が大きい、このため、例外措置で対応しているが、指定の単位を下げれば、身近な生活に近づくものの、市町村単位の陳情を調整仕切れないであろうとの指摘もあった。EUの地域政策と、国内の地域政策、州毎の政策との協調が一層重要となろう。

### ●金融危機の地域への影響

今回の金融危機の影響は、全ての地域が受けている。特に建設、自動車部門への影響が大きい。銀行貸出し、融資控えに対応し、政府は、金融システム支援を進めているが、現時点では見通しがなく、プラスのファクターは石油価格の低下ぐらいしかない。

地域経済政策の見直しについても、州の規制を弱めるなどしているが、いくつかの限界がある。民間投資に期待できないとき、公共投資は重要であるとの指摘もあった。調査を行った平成 21 年 2 月時点以降、地域政策の面における金融危機への対策、今後の取組が注視される。

EU の地域政策は、EU 全体から見た加盟国間のバランスを考慮したものであり、その影響は大きいものの、実際の地域レベルの格差是正等は、加盟国政府、さらに州政府等の役割が期待される。

多様なレベルの政府、多様な主体が連携し、取り組む EU のパートナーシップ・アプローチが、スペインにおいても、カスティーリャ・ラマンチャ州の例などから、意識の上で根づいてきていることが窺われたが、今後も、EU の資金も活用しつつ、加盟国において、その現状を踏まえて、政府或いは地方政府がイニシアティブを発揮することが鍵となろう。また、同州においては、現在州レベルの空間計画を策定しているが、EU の基金も活用した州の経済開発政策と空間開発をどのように連携させていくことができるのかも注目される。

## おわりに

スペインにおいて、近年、国土政策が直面してきた状況は大きな変化に富んだものであった。

80年代後半にEUに加盟し、構造基金等を活用したインフラ整備が急速に進み、特に、1990年代後半から急速な移民の流入、都市開発、不動産ブーム等がみられた。また、景気変動の波、規制色の強い政策と規制緩和的な考え方の政策の間を揺れ動く状況の中で、空間計画は、必ずしも広域的で長期的なヴィジョンの形成・実現に成功してきたとは言い難い。さらに、分権の進展と州毎の分権への姿勢の違い、中央・地方政府の政権政党の変化等の影響も無視し得ないものであった。

今回、調査を行った3つの州は、いずれもの州レベルの広域的な空間計画策定が、既に確立された行政のプロセスとなっている状況とは程遠く、新たな試みとして、試行錯誤の過程にあり、我が国とも共通する様々な今日的な課題と向かい合っていた。

今後は、昨年以来の金融危機にも対応しつつ、持続的な地域経済の発展のための長期的なヴィジョンを、地域の多様な主体の協働を通じて形成していくことが、ますます重要となると考えられる。また、広域的な地域のレベルで、地域政策をはじめ、インフラ整備、ソフト施策などを空間的に関連づけ、より効果的なものとしていく上でも、今後の国土政策の課題は多い。

以下では、今回の調査から得られた、今後、諸外国の国土政策、首都問題等について、調査を行っていく場合、参考になると考えられる観点を例示する。

### ○分権化の進展と国土政策における国の役割

我が国の国土形成計画においても、広域地方が主体となって策定する広域ブロック計画の重要性が高まっている中で、スペインは連邦制ではないが、分権化が進み、州毎に空間計画について異なる制度を有する。また、州の間での地域間格差や政治意識等の違いも大きい。このような状況下にあっても、国家的な重要性を有するインフラ整備、首都圏等における州を超えた調整等、国の関与が必要と思われる場面も少なくなかった。また、行き過ぎた分権を懸念する指摘もみられた。国が効果的に役割を果たせる事項、その方法を、的確に見定めていくことが一層重要となろう。

### ○空間計画における効果的な多様な主体の連携

スペインにおいては、国、自治州、県、都市圏、市町村、さらにコマルカといった多層的な行政組織が国土政策に関わっている。国の機関である県は、必ずしも州の決める都市圏や計画区域と一致せず、バルセロナのように都市圏単位の動きもみられる。

我が国においても多様なレベルの連携・調整が一層重要となっていく中で、このような、計画策定過程における連携・調整を、形式的で時間を要するものではなく、実質的に有効なものとしてい

くことは共通の課題と考えられる。カスティーリャ・ラマンチャ州で指摘されたように、多様なレベルで協議することが効果的な事項を選び、これらに集中して調整することも課題となろう。

#### ○自主的な協働、権限に基づかない調整、施策の重要性

スペインの県は、空間計画上は、必ずしも法定の権限を有していないが、共通の考え方の普及、情報交換、連携のための協働といった面で、重要性な役割を果たしていることが窺われた。空間計画の分野におけるこのような面での行政の役割にも、今後の国の役割をj考える中で、また、多様な主体間の調整が複雑化する中で、より注目していく必要があるのではないか。

#### ○欧州レベルでの空間計画に関わる課題との関係

欧州連合は空間計画自体の権限は有さないものの、欧州景観憲章、戦略的環境アセスメントなど、欧州レベルでの仕組みも導入されている。一方、加盟国内では、空間政策に係る権限は、分権化が進み、国の関与はスペインの場合は特に少なく、サブナショナルなレベルで所管されている。スペインの各州の空間計画担当部局は、景観憲章等について、計画プロセスにおいてもよく意識している。スペインに限らず欧州全体に概ね当てはまる、我が国とは大きく異なる空間計画をめぐる役割分担の新たな局面である。

#### ○空間計画と地域政策の連携の可能性

今回の調査の1つのテーマではあったが、州レベルの空間計画は未だ策定過程にあった。引き続き、広域ブロックレベルの空間ビジョンについて、国、州、県、市町村といった多様なレベルの計画を巡る調整に加えて、政策分野を超えた調整、特に空間計画と地域政策の連携の可能性について、様々な事例を調査し、その多様な可能性を探っていくことは有用であると考えられる。

## <参考文献等>

### ① 日本語文献

阿部大輔 (2008) 『スペインにおける 1975 年改正土地法の成立過程とその特質に関する考察』日本建築学会計画系論文集第 73 巻 第 634 号, 2689-2695、2008 年 12 月

阿部大輔 (2004) 『スペインにおける 1956 年土地法の制定過程とその内容に関する基礎的研究』(社) 日本都市計画学会 都市計画論文集 no. 39-3, 2004 年 10 月

岡部明子 (2007) 『EU・国・地域の三角形による欧州ガバナンス』季刊「公共研究」第 4 巻第 1 号 2007 年 6 月

岡部明子(2004) 『第 6 章 スペイン』(伊藤、小林、大西「欧米のまちづくり・都市計画制度：サステイナブル・シティへの途」、2004)

財団法人自治体国際化協会 (2008) 「スペインの観光政策」CLAIR REPORT no. 322

財団法人自治体国際化協会 (2002) 「スペインの地方自治」

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (2008a) 『スペインにおける風力発電量予測システム』、NEDO 海外レポート no. 1031、2008 年 10 月 22 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (2008b) 『スペインのバイオ燃料事情』NEDO 海外レポート no. 1017、2008 年 2 月 20 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(2007)『スペインの太陽エネルギー事情』NEDO 海外レポート no. 1003、2007 年 7 月 4 日

日本貿易振興機構(2008) 『EU・地中海諸国関係の活性化』ユーロトレンド 2008. 11、2008

室田哲男 (2002) 「欧州統合とこれからの地方自治」財団法人日本法制学会

### ② その他

Ayuntamiento de Madrid(2008) *Madrid en el mundo enero 2006/mayo 2007*, Madrid, Spain

Àrea Area Metropolitana de Barcelona(2007) *Memòria Àrea Area Metropolitana de Barcelona 2003-2007*, Barcelona, Spain

Àrea Area Metropolitana de Barcelona(2003) *El Territori Metropolità de Barcelona dades bàsiques, Evolució recent i perspectives*, Barcelona, Spain

Banco de España (2009) “QUARTERLY REPORT ON THE SPANISH ECONOMY “, Madrid, Spain

CEC(2001)” Spain the Peninsula gets connected” Inforegio Panorama January 2001

CEC (1999) *The EU Compendium of spatial planning systems and policies Spain*,

Comunidad de Madrid (2007) *Regiones Capitales*, Madrid, Spain

García M (2002) "The Case of Barcelona" (*Metropolitan Governance and Spatial Planning*, vol. 1, part5, p. 337-358 Kreukels, A, Thornley, A Spon Press, London)

García-Mila T (2003) "Fiscal federalism and regional integration: Lessons from Spain"

García P F (2007) "Hacia Un Desarrollo Equilibrado y Sostenible del Territorio Español; La Contribución de la Nueva Ley de Suelo" *Ambientea*, junio de 2007

FERNANDEZ T R (1996) "Le droit de l'urbanisme en Espagne"

Junta de Comunidades de Castilla-La Mancha, Vicepresidencia Segunda y Consejería de Economía y Hacienda *Análisis Económico-Territorial de Castilla-La Mancha*, Toledo, Spain

Lopez R F (1994) "La politique de l'aménagement du territoire en droit espagnol" (Nemery J C *Le Renouveau de l'aménagement du territoire en France et en Europe*, Paris)

Ruiz Almendral V (2002) "Fiscal federalism in Spain: the assignment of taxation powers to the autonomous communities", *European taxation (IBFD)*, vol. 42, no. 11 (pp. 467-475)

Maldonado J L (2002) "Metropolitan government and development strategies in Madrid" (*Metropolitan Governance and Spatial Planning*, vol 1, part5, p. 359-374 Kreukels, A, Thornley, A Spon Press, London)

Menedez R A (2004) "Espagne" *Le juge et l'urbanisme dans les pays de l'Europe de l'Ouest*, Cahier du Gridauh n° 9 - 2004 Série Droit comparé

"L'évolution du droit de l'urbanisme en Espagne en 1998 et 1999"

"L'évolution du droit de l'urbanisme en Espagne en 2000 et 2001"

"L'évolution du droit de l'urbanisme en Espagne en 2002 et 2003"

GRIDAUH, Droit comparé

Ministerio de Fomento (2006) *PEIT Strategic Infrastructures and Transport Plan 2005-2020*, Ministerio de Fomento, Madrid, Spain

Ministerio de Economía y Hacienda (2007) *Marco Estratégico Nacional de Referencia 2007-2013*, Ministerio de Economía y Hacienda, Madrid, Spain

Molero, J C "Analysis of the decentralization of public spending in Spain", *Public finance and management* 1(4)2001 pp. 500-556

National Statistics Institute *Demographic trends during the 20th century in Spain*

OECD (2008) *OECD Territorial Reviews: Madrid, Spain*, 2008, OECD Publications Paris, France

OECD (2008) *International Migration Outlook, 2008 edition*, OECD Publications Paris, France

OECD (2008) *Science, Technology and Industry Outlook 2008*, OECD Publications Paris, France

TALAU J M ” Perspective régionale du droit de l’urbanisme en Espagne : introduction au droit de l’urbanisme en Catalogne ” GRIDAUH, Droit comparé

Vinuela J(2004)” Fiscal Decentralization in Spain” IMF,2004

Yuill D Mendez C Wislade F(2006),” Cohesion policy reform: The Implications for Spain” Documentos no.30/06 Instituto de estudios fiscales, Spain.

以上のほか、本調査のために平成21年2月15日(日)～20日(土)の間に下記機関において実施したヒヤリング結果、その際提供のあった資料を参照した。

経済財務省 (Ministerio de Economía y Hacienda)	(平成21年2月16日)
振興省 (Ministerio de Fomento)	(平成21年2月16日)
マドリード州 (Comunidad de Madrid)	(平成21年2月18日)
マドリード市 (Ayuntamiento de Madrid)	(平成21年2月18日)
カスティーリャ・ラマンチャ州 Comunidad Autónoma de Castilla y La Mancha	(平成21年2月17日)
Vicepresidencia y Consejería de Económica y Hacienda	
Consejería de Ordenación del Territorio y Vivienda	
カタルニア州 (Generalitat de Catalunya)	(平成21年2月19日)
Secretaria per a la Planificació, Programa de Planejament Territorial	
カタルニア土地機構 (INCASOL Institut Català del Sol)	(平成21年2月19日)
バルセロナ県	(平成21年2月19日)
Diputació de Barcelona, Àrea de Infraestructures, Urbanisme y Vivienda	
Àrea d’ Infraestructures, Urbanisme i Habitatge	
バルセロナ大都市圏 (Àrea Metropolitana de Barcelona)	(平成21年2月20日)

### ③ 関連ウェブサイト

1) 中央政府		
インフラ関係	振興省 Ministerio de Fomento	<a href="http://www.fomento.es/MFOM/LANG_EN/">http://www.fomento.es/MFOM/LANG_EN/</a>
環境・計画関係	環境・農村海洋環境省 Ministerio de Medio Ambiente y Medio Rural y Marino	<a href="http://www.mma.es/portal/secciones/desarrollo_territorial/sit/instrumentos_sit/index.htm">http://www.mma.es/portal/secciones/desarrollo_territorial/sit/instrumentos_sit/index.htm</a>
EU 地域政策	経済大蔵省 Ministerio de Economía y Hacienda	<a href="http://www.meh.es/es-ES/Paginas/Home.aspx">http://www.meh.es/es-ES/Paginas/Home.aspx</a>
土地・住宅政策	住宅省 Ministerio de Vivienda	<a href="http://www.mviv.es/es/">http://www.mviv.es/es/</a>
統計	国立統計研究所 Instituto Nacional de Estadística	<a href="http://www.ine.es/welcoing.htm">http://www.ine.es/welcoing.htm</a>
2) 地方政府等		
マドリード州	マドリード州 Comunidad de Madrid	<a href="http://www.madrid.org/cs/Satellite?pagename=ComunidadMadrid%2FHome">http://www.madrid.org/cs/Satellite?pagename=ComunidadMadrid%2FHome</a>
	マドリード市	<a href="http://www.munimadrid.es/portal/site/munimadrid/menuitem.019c3eff41f5a0aa7d245f019fc08a0c/?vgnextoid=1cc566813946010VgnVCM100000dc0ca8c0RCRD">http://www.munimadrid.es/portal/site/munimadrid/menuitem.019c3eff41f5a0aa7d245f019fc08a0c/?vgnextoid=1cc566813946010VgnVCM100000dc0ca8c0RCRD</a>
カスティーリャ・ラマンチャ州	カスティーリャ・ラマンチャ州	<a href="http://www.jccm.es/">http://www.jccm.es/</a>
	トレド市	<a href="http://www.ayto-toledo.org/">http://www.ayto-toledo.org/</a>
カタルニア州	カタルニア州 Generalitat de Catalunya	<a href="http://www.gencat.cat/">http://www.gencat.cat/</a>
	バルセロナ県 Diputació de Barcelona	<a href="http://www.diba.es/">http://www.diba.es/</a>
	バルセロナ市 Ajuntament de Barcelona	<a href="http://www.barcelona.es/castella/ehome.htm">http://www.barcelona.es/castella/ehome.htm</a>
	バルセロナ大都市圏 Àrea Metropolitana de Barcelona	<a href="http://www.amb.es/web/directorio/inici">http://www.amb.es/web/directorio/inici</a>
	カタルニア土地機構 Institut Català del Sòl (INCASÒL)	<a href="http://www20.gencat.cat/portal/site/incasol">http://www20.gencat.cat/portal/site/incasol</a>